

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成20年6月25日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成20年6月25日（水曜日）

午前10時3分開議
午後0時2分休憩
午後1時2分開議
午後2時43分閉会

本日の会議に付した事件

平成20年度主要事業等説明

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補
正予算（第1号）

議案第9号 熊本県独立行政法人緑資源機
構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正
する条例の制定について

報告第1号 平成19年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成19年度熊本県一般会計事
故繰越し繰越計算書の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①農林水産部における平成19年度の行財
政改革の取組みについて

②第62回全国お茶まつり熊本大会につい
て

③国営川辺川土地改良事業（利水事業）
の現状と今後の進め方について

出席委員（8人）

委員長 松田三郎
副委員長 九谷弘一
委員 前川 收
委員 岩中伸司
委員 福島和敏
委員 田代国広
委員 浦田祐三子
委員 高木健次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田大作
次長 瀬口 豊
次長 三島和隆
次長 加納義英
次長 井手澄男
次長 堤 泰博

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊藤敏明

団体支援総室長 河野 靖

団体支援総室副総室長 船越宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 加久伸治

農業経営課長 倉永保男

首席農林水産審議員兼

農業技術課長 藤井正範

農産課長 麻生秀則

園芸生産・流通課長 大田黒 慎一

畜産課長 高野敏則

首席農林水産審議員兼

農村計画・技術管理課長 進藤金日子

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 山本一登

農村整備課長 榎 純一

森林整備課長 織田 央

林業振興課長 下林 恭

森林保全課長 藤崎岩男

水産振興課長 岩下 徹

漁港漁場整備課長 久保田 義信

事務局職員出席者

議事課課長補佐 堀田宗作

政務調査課主幹 竹本邦彦

午前10時3分開議

○松田三郎委員長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日は、2回目の委員会ではありますが、前回の委員会では執行部の議案の説明をされる一部の方に自己紹介いただきましたが、農林水産部長もかわられましたので、改めて幹部職員の自己紹介をお願いします。なお、自己紹介は、課長以上について自席からお願いいたします。

それでは、廣田農林水産部長から、順次お願いいたします。

(廣田農林水産部長、瀬口農林水産部次長～久保農業研究センター所長まで自己紹介)

○松田三郎委員長 ありがとうございます。

審議に、説明に入ります前に、委員の先生方にあらかじめ御理解をいただきたいと思いますが、今回は6月の補正予算はもとよりでございますが、その前の主要事業等の説明もまず理解していただくということで、そちらの説明もしていただきますので、場合によっては昼食を挟んで午後までということになる可能性もございますので、あらかじめ御理解をいただければと思います。

それでは、平成20年度主要事業等説明及び付託議案等の審査に入ります。

まず、主要事業等について、資料に従い執行部の説明を求めた後、6月補正予算等の議案を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明を受けた後に、一括して受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行っていただいて結構でございます。

それではまず、廣田農林水産部長から総括説明をお願いしまして、続きまして、各課長

から順次主要事業等の説明をお願いいたします。

○廣田農林水産部長 よろしくお願いいたします。

前回の委員会後、4月25日付で農林水産部長を拝命いたしました。松田委員長、九谷副委員長を初め、委員の皆様には、この1年間どうぞよろしくお願いいたします。

本県農林水産業は、担い手の減少、高齢化、とどまるところの見えない燃油、資材、飼料、最近に至っては肥料までという価格高騰が続く一方、農林水産物価格はこのコストが転嫁できず、低迷から抜け出せない大変厳しい状況にあります。生産者あるいは消費者にとって希望の持てる農林水産業となりますよう、執行部挙げて全力で取り組んでまいり所存でございますので、皆様方の御指導、御支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、20日から22日にかけての梅雨前線豪雨では、多良木町で1名が亡くられるなど、県下に大きな被害が出ました。農林水産部関係の被害状況については、現在鋭意調査中ですが、状況を的確に把握し迅速に対応してまいりたいと思っております。

続きまして、本年度の農林水産部の主な施策について、当初予算と今議会に御提案しております補正予算をあわせて説明をさせていただきます。

まず、農業関係では、担い手対策として認定農業者の育成を図るとともに、小規模農家も参画した地域営農組織の法人化を促進するなど、多様な担い手の育成を努めてまいります。

また、新たな米の需給調整システムの定着を図るため、需要に応じた多様な米づくりや飼料作物の増産にもつながる非主食用米の作付などの取り組みを推進いたします。

さらに、燃油、飼料価格の高騰対策といたしまして、省エネルギー技術や設備の導入支

援、代替飼料利用の検討、金融措置などのきめ細やかな対策を講じてまいります。また、耕作放棄地の解消、防止等には、県民挙げての運動となりますよう取り組んでまいります。

あわせて、安全、安心を基本とした高品質化、個性化によるくまもと農産品の魅力づくりを進めるとともに、大消費地や海外に向けた農林水産物の流通、販売を推進してまいります。

次に、林業関係では、木材の需要構造の変化等に対応するため、木材供給体制の構築を図る取り組みを進めます。

また、森林の公益的機能の維持、森林吸収源対策の加速化を図るため、水とみどりの森づくり税を活用しながら、再造林や間伐等の森林整備とシカによる森林被害を防止する取り組みを支援してまいります。

次に、水産関係では、安定的な漁業経営を実現するため、漁場環境の保全、改善を図りながら、つくり育て管理する漁業や持続的生産を目指した養殖業を推進してまいります。

また、有明海、八代海の再生のため、藻場造成や覆砂による漁場再生、調査研究等に引き続き取り組んでまいります。

なお、農林水産業の諸課題については、幅広い見地から自由な意見と具体的な提案をいただくため、農林水産業再生会議を設置することとしております。農林水産業の関係者はもとより、消費者、観光、教育といった分野からも参加を得て、耕作放棄地対策、農林水産物の販売促進策、消費拡大や地産地消などについて、具体的な提案をいただき、素早く施策に反映させていきたいと考えております。

具体的な施策や事業の内容につきましては、この後、各課長及び総室長から御説明を申し上げます。

続きまして、今回御提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

今回御提案しておりますのは、平成20年度一般会計補正予算案件及び条例等案件1件と、平成19年度一般会計繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越報告書の報告でございます。

このうち、一般会計補正予算についてでございますが、総額286億3,422万円余の増額補正となっており、これを当初予算と合わせた補正後の予算総額は、一般会計で685億5,920万円余となり、平成19年度当初予算に比べ4.7%の減となっております。

これらの議案の詳細につきましては、後ほど各課長及び総室長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、その他報告事項といたしまして、農林水産部における平成19年度の実行財政改革の取り組みについてほか2件を予定しております。このうち、国営川辺川土地改良事業について概略を御説明申し上げます。

国営川辺川土地改良事業につきましては、今年度から事業中止の状況にあります。4月には関係6市町村長による協議が再開されるなど、新たな動きも見られますが、これまでの経緯もあり、地元の合意形成については、いまだ不透明な状況にあります。

いずれにしましても、今後の事業の展開につきましては、地元の合意形成が不可欠であり、県といたしましては、国や市町村の動向を見きわめつつ、水を待つ農家の思いを念頭に、今後とも精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤農林水産政策課長 それでは、常任委員会説明資料に基づきまして、まず、平成20年度主要事業及び新規事業の御説明を申し上げます。

目次の次、1ページ、2ページは、農林水産部の機構図をしておりますので、後で見ただけであればと思います。

次に、3ページでございます。

平成20年度予算で取り組む主な施策ということで、今部長の説明にもありましたので、内容は省略させていただきますが、まず、1番としては、平成20年度の予算の基本的考え方、それから、時計文字のⅡで20年度予算で取り組む主な施策といたしましてひし形で示しておりますが、喫緊の課題に対応した施策、それから4ページの各区分に対応した施策を上げております。

特に、各区分に対応した施策といたしましては、1担い手対策、それから5ページの生産・流通対策、それから6ページの環境保全対策、それから7ページの安全・安心対策、それから8ページの教育・文化対策ということで記載をしているところでございます。

それではまず、農林水産政策課から主要事業及び新規事業の御説明をさせていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

くまもと農・林・水「夢」挑戦事業でございます。

1の目的といたしましては、2段目に書いてありますように、農林漁家の所得の向上と生産者、消費者の共生関係の強化を図ることを目的としております。

2の事業内容といたしましては、部長説明にもございましたように、(1)として、くまもと農林水産業再生会議の開催、(2)といたしましては、農林水産品魅力づくりプロジェクト、①といたしまして、魅力ある農産品づくり、それから②といたしましては、ブランド化に向けた取り組み支援でございます。

(3)地産地消プロジェクトといたしまして、地産地消、それから学校給食、さらには食文化等の情報発信ということで、ふるさと食の名人の認定等、引き続き行ってきたい

と思っております。

(4)といたしましては、チャレンジ支援事業ということで、新たにチャレンジする農業者等への支援を行うこととしております。

次に、10ページでございます。

生産流通履歴情報システム導入対策事業でございます。

目的のところの2段目に書いてございますように、農産物の生産工程記帳の推進を基本といたしまして、生産流通履歴情報を追跡できるトレーサビリティシステムの導入を推進することとしております。

2の事業内容でございます。

(1)は、県の推進事業でございます。

(2)といたしまして、条件整備事業としまして、必要なデータベースの構築、情報関連機器等の整備に対して支援を行うこととしております。

次に、11ページでございます。

水とみどりの森づくり基金積立事業でございます。

目的の3行目に書いてございますように、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てるため、水とみどりの森づくり税を現在課しております。その基金を積み立てる事業でございます。

2の事業内容といたしまして、中段の四角囲みの中に書いてございますように、税収見込み、それから関連事業合計を記載しているところでございます。

次に、12ページでございます。

家畜改良センター熊本牧場跡地再編整備事業でございます。

目的のところでございますが、農研センターの横に採草地がございます。地元の合志市から売却要望がございまして、それを売却いたしまして、県が所有する国の家畜改良センター熊本牧場跡地を再編整備することとしております。

2の事業内容でございますが、(1)といた

しましては、熊本牧場跡地再編整備として、農研センターの先ほど売却しました採草地を代替措置といたしまして、そこに採草地を整備します。

それから、農大の圃場、それから農業公園の駐車場もあわせて整備することといたしております。

(2) といたしまして、あわせて農研センターの設備等の改修等、備品の更新等を行う予定でございます。

それから、13ページでございます。

農業研究センターの事業でございます。

くまもとオンリーワン農産物研究開発事業といたしまして、2の事業内容でございますが、(1) オリジナル品種等の育成、選定、例えば今までの実績といたしまして、イチゴ「ひのしずく」ナス「ひごむらさき」ミカン「肥のあかり」等々ございます。そういったオリジナル品種の育成、選定を行いますとともに、(2) でその栽培、飼養技術開発を行うことといたしております。

14ページをお願いします。同じく農業研究センターでございます。

安全な農産物の生産技術高度化事業でございます。

事業内容をごらんいただきたいと思っております。

(1) 化学農薬に頼らない病虫害制御技術の確立、それから(2) といたしまして、環境に優しい施肥技術の確立、(3) といたしまして、バイオマス資源有効利用活用技術の開発でございます。

15ページをお願いいたします。

林業研究指導所でございます。

林産物利用加工研究開発指導事業でございます。

県産スギ材の需要拡大のための研究でございます。

2の事業内容でございます。

(1) としましては、乾燥システムの開発、

それから(2) といたしまして、スギ板材に関する研究、(3) といたしまして、接合体力の明確化に関する研究を行うこととしております。

次に、16ページをお願いいたします。

水産研究センターでございます。

魚介類養殖生産安定対策事業でございます。

2の事業内容でございます。

①といたしまして、重要疾病対策、トラフグ等でございます。

それから、②といたしまして、養殖魚多様化対策、それから③といたしまして、有用藻類養殖試験でございます。

以上でございます。

○河野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

17ページをお願いいたします。

中核森林組合育成総合対策事業でございます。

この事業は、森林組合が安定かつ効率的な事業運営及び自立的な経営ができる中核森林組合となるよう、指導、支援を行う事業でございます。

2の事業内容の(2) にございますが、県の森林組合連合会が各森林組合の人材育成などの研修を行う経費の補助でございます。

それから、(3) でございますが、各森林組合が組合に対して新しい施業方法を提案するための調査、あるいは経営計画づくり等への経費の補助でございます。

18ページをお願いいたします。

漁協経営強化対策事業でございます。

漁業組合が漁業者の生産活動を支えるという役割を果たしていけるよう、漁協の事業改革あるいは経営強化を支援するものでございます。

2番の事業内容の(2) のア) でございますが、県漁連がそれぞれの漁協を指導する事

業の補助でございます。

イ)は、広域合併漁協あるいは経営の厳しい漁協が行う事業改革、経営強化の経費を補助するものでございます。

それから、19ページをお願いいたします。

今回新規事業でございますが、飼料・燃油価格高騰緊急対策資金助成費でございます。

飼料や燃油高騰の影響が大きい農林水産漁業者に対しまして、価格上昇に対応し得る経営強化を支援することを目的といたして、経営維持に必要な低利の運転資金を創設するものでございます。県は、資金借り入れに当たりまして、市町村の利子助成に補助するという形で支援してまいります。

2の事業内容でございますが、融資枠①の農協等の資金で17億、②の公庫資金、これは水産も対象になりますが、これが3億ということで、合計20億の枠を設定しております。

貸し付け対象者でございますが、高騰の影響度合い、あるいは所得減少に一定の基準を設けまして運用することにしております。

次に、貸し付け限度額につきましては、①の農協等の資金につきまして、個人が500万、法人が1,000万、公庫資金につきましては300万としております。

償還期間ですが、10年でございますが、貸し付け金利につきまして、3年間に限り1%から無利子の低利となるよう支援を行うものでございます。

それから、20ページをお願いいたします。

自立経営体育成資金助成でございます。

この事業は、認定農業者が農業経営基盤を強化するための資金でありまして、低利で融通できるよう、国、県、市町村で利子助成を行うものでございます。県は、市町村への補助という形で支援してまいります。

2の事業内容を書いておりますが、特に(6)の貸し付け金利の無利子措置につきましては、平成21年までの措置で国が補てんするものでございます。

それから、21ページをお願いいたします。

農業近代化資金等助成でございます。

農業者が施設、機械など資本整備高度化のための資金でございますが、これも低利で融通できるよう利子補給を行うものでございます。

2の事業内容をのべて書いてございますが、特に(5)の貸し付け金利の②の認定農業者などへの無利子措置につきましては、これも平成21年度までの措置として国と一部県が補てんするものでございます。

以上です。

○倉永農業経営課長 農業経営課です。

22ページをお願いいたします。

まず、担い手育成支援事業ですけれども、これは目的のところに書いてありますが、認定農業者を中心とする担い手の数を確保するとともに、認定農業者個々の質の向上を図り、経営力豊かな担い手を育成するというところで取り組んでおります。

事業内容のところにもありますが、県レベルとそれから地域レベルで認定農業者の育成について取り組んでおります。研修等を初め、それから認定農業者の認定の分、あるいは再認定の関係、それから経営環境の改善に向けた取り組みということで取り組んでおまして、事業内容の(2)の③のところですが、経営力アップモデル活動ということで、これは今回の補正の分で上げておる分になるわけですけれども、経営環境が悪化している中で、認定農業者の中で経営改善計画の達成も4割程度というような感じの状況になっておまして、いかに経営力を向上させるかというのが非常にポイントになってきております。

したがって、特に認定農業者の中でも中間所得層といいますか、経営の懸念レベルの700万円前後の販売額とかそういったところで、もう少し経営に効果があらわれれば目標を達成できるんじゃないかというふうな形

の部分で頑張っていたいただけるようなところにスポットを当てるような形で、モデル的に具体的な感じで取り組まれている分について経営チェックをするような、そういった形で取り組んでいく、そして優良事例として普及していくというふうな形の部分で取り組むようにしております。

それから次、23ページになります。

地域営農組織育成緊急支援事業ですが、これは重要な担い手のうちの認定農業者とはまた違ひまして、地域営農組織ということで支援を行っている分です。

特に、水田経営所得安定対策、これ19年度は品目横断的経営安定対策ということでスタートした分ですけれども、土地利用型農業—米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業につきましましては、認定農業者そのものは余り割合としては多くありませんが、高齢化が進む中で地域農業の維持発展が非常に困難な状況が出てきておりまして、そういった中でその組織のあり方をどうしていくのかというふうなことで、特に水田経営所得安定対策につきましては、それに加入するためには法人化に向けた取り組みをしていくというふうな形の部分で要件もあっておりますが、そういったことも踏まえまして目的に上げておりますが、水田経営所得安定対策に加入した地域営農組織の経営リーダーの育成や経営力の強化等を図っていくというふうなことで、その事業内容のところにも書いてありますけれども、簿記の関係ですとか、あるいは農地の集積の関係ですとか、あるいは農業機械等の整理合理化というふうな形の部分で、それぞれの組織あるいは地域ごとに取り組んでいくようにしております。

次、24ページをお願いしたいと思います。

今の地域営農組織の関係の分に関連するんですけれども、これ新規の分としまして、地域営農組織法人化加速支援事業ということで予定をしております。

これは補正に絡む分になるんですけれども、先ほど申し上げましたように、土地利用型農業での地域営農組織につきましては、法人化を予定するという部分が一つの条件というような形になっておる面もありますので、それに向けてしっかりと支援をしていくということで今回新しく事業を計画している分です。

そこにも上げておりますが、事業内容のところ(1)と(2)ということで第1段階と第2段階という形の部分で取り組むようにしておりますが、まず、第1段階の方では、法人化に取り組もうとする組織に対しましてコンサルを行いまして、その結果を踏まえて法人化できるかどうかを判断するという第1のステップを踏むようにしています。それから、第2のステップとして第2段階ですが、モデル法人助成金ということにしておりますが、モデル法人として取り組んでいただくところに対しまして法人化の経費を支援するというふうな形の部分で考えております。

20年度と21年度の2年間で10組織をモデル法人として支援をしていければというふうに思っております。モデル法人になられたところには、地域で行います研修会での事例発表ですとか、いろんな相談会とか、現地視察等でのアドバイスを担ってもらうようにしておりますし、モデル法人からは3年間コンサルタントの結果報告をしてもらいまして、その結果等を整理分析して、今後の法人設立への支援に活用していきたいというふうに思っております。地域に先進事例があることで法人化に向けた経営展開への後押しにつながればというふうに思っております。

続きまして、25ページになります。

農地流動化推進事業ですけれども、担い手の農地等をいかにうまく集積させていくかというふうな形の部分が非常に大きな課題になっておりまして、その部分についてのさまざまな取り組みをしていくということで取り組

んでおるわけですが、事業内容に書いておりますように、(1) これは、県の農業公社が農地を買い入れあるいは一時保有をし、そしてそれを売り渡し、あるいは再配分するという、そういう業務を支援するものです。

それから、(2) の方ですけれども、これは県内に12あるJAの農地保有合理化法人が主として農地の貸借業務の支援を行いますけれども、それを支援するというので、JAの本来の業務であります営農指導と連結した効率的な農地の利用調整が期待される場所です。

それから、3番目に上げておられますが、農地流動化等推進事業ですけれども、この中で、ここでは農地の貸借あるいは売買等の農地利用の調整とかに取り組むわけですが、そこに面的集積モデルということで上げておられますが、これは補正予算で山鹿市の方をモデルとしまして集落へ働きをかけて、所有者等から委任を取りつけまして再配分をして面的に集積する仕組みづくりを点検、検証するモデル事業ということで取り組む予定にしております。

それから、26ページですけれども、これは新規で取り組む分として耕作放棄地解消緊急対策事業ということで取り上げております。

前川議員の方からも質問をいただきまして、知事の方から答弁があったところですが、増加する耕作放棄地に対して有効な解消対策を集中的に実施し、農業上重要な地域——農業振興地域内の農用地区域を指しておりますが——の耕作放棄地解消を図るということで、耕作放棄地という言い方、それから別途、また休耕田という分の言い方、それとまた、表現としましては、遊休農地というふうな形で非常にその辺の部分が錯綜している部分もありますけれども、耕作放棄地——ここでは耕作放棄地で話をしたいと思いますが、耕作放棄地は、所有している耕地のうち

過去1年以上作付せず、しかもこの数年の間に再び作付する考えのない耕地というふうなことです。一方で、休耕田の方につきましては、水田のうち、作物の作付は行わないが作付できる状態として管理している水田と、こちらの方は管理されているというその部分での違いがありますが、そういった形の部分で一応とらえてはいきたいと思っておりますけれども。

耕作放棄地は、どういう原因のもとに発生しているのかというようなことでスポットを当てますと、人的な要因からすれば、担い手の減少、高齢化、それから農業所得の減少、農産物価格の低迷、社会的な要因で考えますと、未相続地の問題、それから不在地主の存在、それから地理的な要因から考えますと、生産条件不利地域に多い、あるいは基盤整備が未整備のところが多いというふうな形の部分で動いてきておりますので、そういった耕作放棄地がありますと、農業生産力が減退したり、病害虫が発生したりとか、あるいは農業、農村の多面的な機能が低下するなど、問題が非常に発生してきておりますので、早急な対応が必要だというふうなことになるわけですが。

熊本県で耕作放棄地がどのくらいかというようなことになると、1万1,700ヘクタールということになるんですけれども、そういった中で、そんな中でも農振の農用地区域の分は3,200ヘクタールということになるわけですが、今考えておりますのは、部の方で対策会議を立ち上げまして、いかにして解消を進めていくかということで、プロジェクトチームで議論を進めております。ただ、これまで地域での取り組みには非常に差があるものですから、まずは実態把握を行って、その中で農地として利用すべき土地とそうでない土地とに区分をして、市町村が地域の課題として取り組んでもらうというふうな形の部分で考えております。

ここで今、この事業で上げておりますのは、実態把握を調査した部分でいろいろと対策を取り組んでいくんですけれども、同時進行的に、既に耕作放棄地のうちに農地に復元をして耕作を開始するという条件に、農業者等に復元耕作費用の負担軽減の助成をするということで、その部分で取り組んでいく予定にしております。一応それに係る費用につきまして、基本単価として10アール当たり3万円、加算をするということで10アール当たり1万円を加算するという条件がそこに書いてありますけれども、そういった条件を踏まえる分については加算をするということで取り組むようにしております。

それから、27ページをお願いいたします。新規就農者等支援対策事業です。

担い手の関係の分につきまして、もう一つの重要なポイントになります新規就農者をいかに確保していくかというようなことが大きな課題になっておりますが、そこにも上げておりますように、就農関係の相談の窓口業務の充実、それから(2)で農業研修事業と上げておりますが、県立農業大学校の方で、実践コースとそれから基礎コースを設けて就農支援の研修を実施しておりますし、JA農業インターン制度ということで、JA中央会の方が実施主体になりまして研修を行っておられますし、NPOとか行政の方で再チャレンジ就農定着支援事業というそういう事業を行っております、新規就農者の確保に向けて取り組んでいるところです。

それから、青年農業者クラブ活動支援事業ということで、4Hクラブのさまざまな取り組みに対してそれを支援するというようにしております。

それから、28ページをお願いいたします。

女性・高齢農業者バックアップ事業です。

これまでも、女性、高齢者のバックアップに取り組んできているんですが、女性農業者は農業就業人口の5割を超える状況になって

おりまして、そういう意味で地域の農業の振興と一人一人の個性が輝く農山漁村を目指すということで、女性、高齢農業者の支援を行っております。

そこにも事業内容で上げておりますけれども、女性農業経営者塾、そういった塾を開催しましたり、女性アドバイザーの認定を行ったり、あるいは経営協定とか認定農業者の推進、そういった部分に取り組んでおりますし、あとは下の(4)で上げておりますが、チャレンジ事業ということで、女性、高齢農業者のグループがさまざまな起業を行うに当たってその部分を支援するというように取り組んでおります。

続きまして、29ページをお願いいたします。経営構造対策事業です。

これにつきましては、その目的のところに書いてありますが、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくために、必要な生産、加工、流通・販売等の施設を総合的に整備し、認定農業者等の担い手となる経営体の確保、育成を図るということで取り組んでおります。

これまでも、ほかに取り組んでおりますが、非常に熊本の場合には、そこにも事業内容に書いてありますが、いわゆるリースハウス、この関係の部分での取り組みが非常に多くなっておりまして、これまでの事業費のやっばり7割近くが、このリースハウス関係で取り組んできております。補正の部分で上げております分と当初の分が入っておりますが、年度当初から動く必要がある分については当初予算で組みまして、それ以外で対応する分については6月補正の分で組んでおります。

次、30ページをお願いいたします。

都市農村交流対策事業です。

これにつきましては、目的のところにも書いておりますように、生産者と消費者の共生関係づくりを通して農業、農村の活性化を図るため、都市と農村の交流を促進するとともに

に、市町村等におけるグリーンツーリズムの取り組みや都市住民を対象にした交流活動への取り組みを支援するという事で、これにつきましては、当初の予算は事務費だけでしたんですが、6月の補正の分で実質的な中身の部分について要求をしているところです。

内容につきましては、これまでも、交流を促進するという事でいろいろ取り組んできておまして、いろんな地域で交流が盛んに行われておりますけれども、単なる交流だけにとどまるのではなくて、これからは滞在あるいは定住へとつながるような、そういう意味での都市農村の交流につなげていければということで取り組むようにしております。

以上でございます。

○松田三郎委員長 以降、説明者の方は、できる限り簡潔にお願いいたします。

藤井農業技術課長。

○藤井農業技術課長 農業技術課でございます。

31ページをお願いいたします。

農薬適正使用総合推進事業でございますが、これは農薬の適正使用とそれから県産農産物の安全性を確保することを目的といたしておまして、農薬取締法の周知徹底、農薬使用に関する指導、監視、さらには、残留農薬に対してモニタリング的に検査を実施するものでございます。また、平成18年度から、ポジティブリスト制度が導入されたこともありまして、農薬の飛散防止対策や登録拡大に向けた試験を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

くまもとグリーン農業推進事業についてでございます。

本県では、減農薬、減化学肥料など、環境に優しい農業をくまもとグリーン農業と総称して取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、推進大会等を開

催いたしまして消費者への理解促進を図るといふことと、それからエコファーマーや熊本型の特別栽培農産物である「有作くん」について推進するものでございます。また、環境保全型農業に向けた実証試験も行う予定にしております。

次に、33ページでございます。

農地・水・環境保全向上対策事業の営農活動支援分についてでございます。

実は、農地・水・環境保全向上対策につきましては、共同活動支援分とそれから営農活動支援分がございますけれども、農業用排水路の保全管理といった、共同活動支援部分のエリア内におきまして通常行われている施肥防除、つまり農薬化学肥料の使用量を2分の1にするなど、先進的な営農活動に取り組む組織に対する支援でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

鳥獣害防止対策推進事業でございます。

県単独のソフト事業でございますが、野生鳥獣による農作物への被害防止対策につきまして、各市町村あるいはJA職員を対象に指導員を養成するとともに、それから指導員が地域住民や農業者を指導する場合に、その活動を円滑にするために鳥獣害防止対策マニュアルを作成するものでございます。

農業技術課は以上でございます。

○麻生農産課長 農産課でございます。

資料35ページをお願いします。お許しをいただいて簡潔に御説明をさせていただきます。

水田地域営農体制整備支援事業につきましては、国の水田経営所得安定対策に対応した担い手の組織化を促進するため、集落営農組織や広域営農組織に対して、コンバイン、トラクター等の農業機械の導入に対して補助を行うものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

くまもとの米・麦・大豆魅力アップ事業に

つきましては、多様な消費者ニーズに対応した魅力ある米・麦・大豆づくりのための安全、安心、個性化、低コスト等の生産販売対策、食育、消費対策について総合的に行うものでございます。内容につきましては、ごらんのように（１）の県推進と団体補助の２つの構成になっております。

次に、37ページをお願いいたします。

地域特産物産地づくり支援対策事業につきましては、茶やたばこなどの生産のための高品質、低コスト、省力化のための共同機械利用、機械施設等の生産条件の整備や特産物のブランド化に向けた推進事業に要する経費の補助を行うものでございます。内容、対象等については、ごらんいただきたいと思っております。

次に、38ページをお願いいたします。

茶・たばこ産地支援事業につきましては、茶、たばこのブランド化や基盤整備を図るため、関係機関で構成するくまもと茶ブランド確立対策協議会及び熊本県たばこ耕作振興協議会に対して補助を行うものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

第62回全国お茶まつり熊本大会補助につきましては、本年8月から10月にかけて本県で開催されます全国お茶まつり大会への県の負担金でございます。内容につきましては、後ほどその他報告事項で詳しく御報告させていただきます。

次に、40ページをお願いいたします。

くまもと豊表価格安定対策事業につきましては、国が設けております国の価格安定対策事業の補てん率を平準化するために県が独自で上乗せを行うものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

ひのみどり産地強化対策事業につきましては、県の育成品種でございます、優良品種でございます「ひのみどり」等を中心とした高品質豊表の生産拡大等により、国際競争力のある生産体制の強化を図るため、農業団体と連携して生産、流通、販売、各般にわたり総

合的に実施するものでございまして、中身につきましては、県の推進費と（２）の団体補助の２つの構成になっております。

次に、いぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業につきましては、国産豊の生き残りを図るために必要なイグサ豊表の高品質化等に取り組む生産者に対しまして、共同機械の設備などによる生産の組織化や技術実証圃の設置等の補助を行うものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

生産総合事業につきましては、これは国の事業でございますが、主要農産物の計画的生産、高品質生産等の供給体制の確立のため、施設、機械、整備等を総合的に行うものでございます。内容等については、ごらんいただきたいと思っております。

次に、44ページをお願いいたします。

新需給システム推進事業につきましては、需要に応じた米の計画的生産、いわゆる米の生産調整に係る推進活動と、生産調整の転作作物として、今年度から飼料米等の非主食用米の実証試験等に取り組むものでございます。

45ページをお願いいたします。

水田新産地形成事業につきましては、地域で策定いたしました地域水田ビジョンの実現を図るための推進活動やモデル地区の設置により米にかわる個性化品目の産地化を図るための経費をJA等に補助するものでございます。

以上でございます。

○大田黒園芸生産・流通課長 それでは、46ページをお願いいたします。

量販店連携農産物販売促進事業につきましては、事業内容欄にありますように、県産農産物の販売力を強化するために、農業団体とともに量販店と産地研修ですとか新たな商品開発などの連携活動に取り組むものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

県産農林水産物輸出促進事業につきましては、目的欄にありますように、経済発展著しいアジア諸国等に対しまして県産農林水産物の輸出促進を図るため、情報収集活動ですとか商談会等に要する経費、さらに農業団体等が実施しますテスト輸出等に対します補助を行うものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

くまもとうまかもんイメージアップ事業につきましては、全国にいらっしゃる熊本の応援団としての約200人の誘友大使や約1万人の農産物サポーターの皆さんに、県産農産物の特徴などをPRしながら、ロコミなどによる促進、イメージアップに努めるとともに、実際の利用促進を図るものでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

くまもとの宝トップセールス事業につきましては、新規でお願いしている事業でございます、従来から実施しております、先に説明しました量販店連携事業ですとか、あるいは輸出促進事業とリンクをいたしまして、国内外で知事によるトップセールスを展開するものでございます。よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、50ページをお願いいたします。

野菜価格安定対策事業につきましては、野菜生産農家の経営安定を図るために、野菜の価格が著しく低下した場合に生産者に価格差補給金を交付するための資金造成を行うものでございます。

続いて、51ページをお願いいたします。

園芸新たな挑戦強化対策事業につきましてでございますが、気候温暖化ですとか燃油高騰を初めとした厳しい条件下にある野菜、果樹、花卉産地の維持、発展を図るために、事業内容欄にありますように、省エネ施設ですとか、あるいは温暖化対応施設等の整備に対する補助を行うものでございます。

続いて、資料52ページをお願いいたします。

安全安心な園芸作物づくり推進事業についてでございますが、農薬名ですとか、あるいは散布日など、安全安心な園芸作物づくりを推進するために、栽培履歴の記帳を推進するソフト事業でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

個性ある園芸作物づくり事業でございますが、県が育成しましたイチゴ「ひのしずく」などのオリジナル品種の産地化を進めるために、生産安定対策あるいは優良種苗の安定供給対策などに取り組むものでございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

新規をお願いをいたしております原油価格高騰対応園芸新技術導入推進事業でございますが、原油価格の高騰が施設園芸農家の経営を大きく圧迫する中で、重油価格高騰に耐え得る園芸産地を確立するために新たな省エネルギー技術等の現地実証を行い、施設園芸の省エネルギー化を推進するものでございます。

事業の内容といたしましては、特に(3)の石油代替エネルギーとしての電気式暖房機の実証試験と他の暖房方式等々の事例調査をする事業でございます。

以上、主要事業、新規事業でございます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

55ページをよろしくをお願いいたします。

循環型耕畜連携体制強化事業でございます。

この事業の目的といたしましては、2行目のところから書いておりますけれども、家畜排せつ物法が16年11月から完全施行になっておりまして、堆肥の生産が増加しているような状況でございます。

そこで、畜産サイドといたしましては、良質堆肥を生産するとともに、耕畜連携によりまして堆肥の流通を促進し、飼料作物、農作物への生産体制を確立するための事業でございます。

事業内容といたしましては、肉づけ予算といたしましては主として(4)のところにございまして、共同畜舎等の整備や耕畜連携による推進、こういったものに対して補助をするものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

畜産総合対策事業でございますけれども、目的といたしましては、これも2行目の方から書いておりますけれども、担い手の育成を中心とした専門家による支援体制の確立、それと、共同畜舎を含めた新しい生産システムの導入、また、自給飼料生産を推進するための生産利用、これに必要なものの機械等を導入する事業でございます。

肉づけの部分につきましては、事業内容といたしましては(3)の部分が中心でございます、共同利用施設の整備や新しい飼料作物の生産利用機械等の導入を図るものでございます。

57ページをお願いいたします。

公社営畜産基地建設事業でございますけれども、この事業は、目的といたしましては、土地資源の有効活用を図って自給飼料の向上を図るために、飼料基盤の整備と畜舎等を一体的に実施するための事業でございます。

事業内容といたしましては、(1)のAの部分につきましては骨格予算でやっております、いと(2)の宇城・上益城地区、それと(2)の球磨東部地区、こちらの部分を20年度から開始するようにしております。特に(2)の球磨東部地区につきましては、ことしは調査関係の事業ということになっております。

続きまして、58ページをお願いいたします。

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業でございますけれども、ここの目的に書いてありますように、飼料価格が今非常に高騰しております、畜産経営が非常に厳しくなっているような状況でございます。

そういった部分で、国の方におきまして、ことしの2月及び追加対策といたしまして6月に追加対策が出されたわけでございますけれども、県といたしましては、その事業を補完するための総合的な事業をここに組み立てておられるようなところでございます。

事業内容といたしましては、(1)の飼料作物増産緊急対策事業、これは配合飼料が高騰をしておりますので、とにかく自給飼料、こちらの方を推進しようということで、畜産農家が自給飼料生産の拡大をした場合に必要となる飼料貯蔵施設、一般にバンカーサイロと言っておりますけれども、その確保を支援するための事業でございます。

また、(2)の飼料用米活用パイロット事業、これにつきましては、飼料穀物の代替といたしまして今飼料米が非常に注目されておまして、現在のところは非常に価格差が今問題になってきているようなところでございます。そういった部分で価格差あたりを補てんしながら、とにかく畜産サイドにおいて利用性、こういったものを実証展示する事業でございます。

(3)は、エコフィード関係の事業でございます、飼料製造業者、それと畜産農家、こちらのマッチングを図るための事業でございます。

(4)の畜産物の価格転嫁部分につきましては、生産コストが上がっておるけれども、価格転嫁がなかなか進まないということで、これは団体と一緒にしながら一般消費者向けに価格転嫁、こういった活動をする事業でございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

くまもと和牛緊急増頭対策事業、これは新規事業でございます。

本県の肉用牛の飼養頭数は全国で4位でありますけれども、どちらかという、肥育頭数に比べて繁殖牛の頭数が不足しているような状況で、県外から肥育元牛を今導入してい

るような状況でございます。

また、繁殖経営農家は、約3,500戸ぐらいあるんですけれども、非常に高齢化が進んでおりまして、その中でも約半分ぐらいが後継者不足というような格好になっておりますので、このまま進めば非常に戸数の減少が気になるところでございます。

そういった中で、目的に書いておりますけれども、和牛の生産体制の基盤を強化し、ブランド力の強化を図るため、肥育元牛を生産する繁殖雌牛の緊急的な増頭を支援するための事業でございます。

事業内容といたしましては、(1)のところに書いておりますけれども、50頭規模以上の肉用繁殖専門経営、これを目指す農家を中心にいたしまして、モデル農家といたしまして自給飼料増産、これを実施することを条件に、繁殖雌牛の導入、これに補助するものでございます。

また、(2)(3)に書いてありますように、それらの農家に対しましては、県、農業団体、こういった組織をつくりまして、支援組織をつくりまして、生産面、経営面のフォローアップをすることとしているような状況でございます。

畜産課は以上でございます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

60ページをお開き願います。

まず、農業農村整備事業全体について説明いたします。

国際的な食糧の自給事情が非常に不透明な状況ですが、現在及び将来にわたりまして食糧の安定供給を図っていくためには、国内におけます食糧を供給する力、いわゆる食糧供給力の強化が大きな課題となっております。農業農村整備事業におきましては、その食糧供給力の基礎であります農地、農業用水を、将来にわたりまして確保、維持していく重要

な事業でございます。

本県におきましては、資料の説明欄の2事業内容に整理しておりますが、1点目として、営農や地域の特性に応じた農業生産基盤整備、2点目として、農地や農業用水などの農村資源の保全管理、3点目として、防災対策も含めました農村の生活環境の整備の3本柱で実施してまいりたいと考えております。

平成20年度は、骨格予算も含めまして総額約293億円を計上しております。

本年度は、本県農業の生命線であります農地、農業水利施設などの機能を適切に維持、保全する取り組みをさらに強化することとしております。同時に、これまでと同様、経営体の育成を要件とした圃場整備や災害の未然防止を図る防災対策につきましても、事業効果の確実かつ早期発現を図る観点から重点的に実施していくこととしております。

次に、61ページの農業農村整備調査計画費でございます。

これは、今後県営事業として整備が必要な地区におきまして、農業用水や排水のそういった系統の基礎調査や事業計画の策定を行うものでございまして、さらには水田の汎用化や畑作振興に不可欠な水源等の調査を県独自に行うものであります。

次に、62ページの土地改良施設維持管理強化事業でございます。

資料説明欄の2事業内容の(1)から(6)までの事業でございますが、これらは土地改良区等が管理する施設の整備補修に係る資金造成や指導に対する補助、さらには施設の管理体制の整備や施設管理の省力化等を行うものであります。

次に、63ページの国営土地改良事業等でございます。

右の欄にあります予算額は、完了地区を含む国営土地改良事業に対する県と地元の負担金でございます。

平成20年度の実施予定につきましては、資

料真ん中の表に整理してあるとおりでございます。

川辺川地区におきましては、後ほど詳細を報告いたしますが、事業休止となっております。大野川上流地区におきましては、大蘇ダムに関して国が引き続き調査を行っておりますが、平成21年4月からの熊本県側の農地に対する用水供給開始に向けまして調整を進めてまいりたいというふうに考えております。また、阿蘇小国郷地区につきましては、緑資源機構の廃止に伴いまして、本年4月から独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターに業務が引き継がれましたが、予定どおり平成21年度完了に向けて順調に進捗しております。

以上でございます。

○榎農村整備課長 農村整備課でございます。

資料の64ページをお願いいたします。

県営かんがい排水事業でございますけれども、農業生産の基礎となる農業用水施設や水田の汎用化を図る排水機場、排水路等の新設、改修を行うものでございます。また、基幹的水利施設の補修も行います。

次に、65ページをお願いいたします。

県営の畑地帯総合整備事業でございます。

畑地帯におきまして、区画整理、用排水施設や農道等の生産基盤を総合的に整備してまいります。

次のページの県営経営体育成基盤整備事業でございます。

水田の区画整理、用排水路や農道等の生産基盤整備を、地域の実情に応じて一体的に実施し、生産性の高い農業構造の実現を図る事業でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

農業経営高度化支援事業でございます。

これは新規事業でございまして、経営体育成基盤整備事業等のハード事業と一体的に実

施するソフト事業でございます。内容としましては、土地利用の調査、調整等を行って、品目横断経営安定対策、今は水田経営所得安定対策と呼んでおりますけれども、それに対応した高度な経営体——集落営農組織ですとか、法人化に向けた組織ですとか、そういうものの育成を支援してまいります。

次のページでございます。

農道整備事業でございます。

広域、農免、一般農道の、いわゆるいろんな農道がございますけれども、これらの新設、改良及び保全を29地区で実施いたします。

次に、69ページをお願いいたします。

地籍調査事業でございます。

熊本市ほか25市町村が取り組んでおりまして、地籍の明確化を図るものでございます。境界の確認や面積等の測量、地籍図等の作成を行うものでございます。

次のページの中山間地域等直接支払事業でございます。

平地に比べて条件の不利な中山間地域で、農業生産の維持を通して多面的機能を確保するために、農家に対して直接交付金を支払う事業でございます。平成12年度から取り組んでおりますが、現在第2期対策の4年目に入っております。対策の継続が望まれている事業でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

県営の中山間地域総合整備事業でございます。

中山間地域におきまして、圃場整備等の農業生産基盤整備や集落道などの農村環境基盤整備を総合的に、きめ細やかに実施してまいります。

次のページの農地・水・環境保全向上対策でございます。

この事業は昨年度から始まりまして、現在県下の690の活動組織で取り組まれております。農地や農業用水等の資源を保全、管理するため、草刈りや溝さらいなどの共同活動、

さらには景観形成などの環境向上活動を地域ぐるみで行っておりまして、その活動組織に対しまして支援をするものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

最後になりますけれども、海岸保全事業でございます。

高潮等による被害から背後地を守るために、海岸堤防や消波工等を新設、改修する事業でございます。

以上、農村整備課の説明を終わります。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

74ページをお願いいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業でございます。

この事業は、間伐等の森林施業が計画的に推進されるよう、施業の前段階で必要となります施業区域の明確化ですとか歩道の整備等の活動を支援するために、森林組合や森林所有者に対しまして交付金を交付する事業でございます。

75ページをお願いします。

森林環境保全整備事業でございます。

これは、森林整備を推進するメインの事業でございます。森林組合や森林所有者等が行います間伐等の森林整備経費に対しまして、その一部を県が補助する事業でございます。

76ページをお願いします。

水とみどりの森づくり事業でございます。

これは、水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます。事業内容にございます

(1)の針広混交林化促進事業は、一番のメインとなる事業でございます。所有者による管理が放棄された人工林を対象といたしまして、強度の間伐を行って針葉樹と広葉樹のまじったような森林に誘導する事業でございます。

(2)のくまもと未来の森林植林加速化緊

急事業のうち、①の植林未済地対策事業、これは皆伐後放置された林地に県が広葉樹等の植栽を実施するものでございますし、また、②の未来の森林植林加速化緊急事業、これは今回補正で新規に提案させていただいている事業でございます。植林未済地の発生防止を図るために苗木代に対しまして定額補助する事業でございます。

(3)のシカ等森林被害防止対策事業も、新規に提案をしている事業でございます。シカ被害を防止するための資材費に対しまして定額補助する事業でございます。

(4)の水とみどりの森づくり推進事業につきましては、住民団体ですとかボランティア団体が行います森づくり活動を支援する事業でございます。このうち①の水とみどりの森づくり活動支援事業におきまして、新たに住民団体との発案によります応募型活動も支援の対象とすることとしております。

それから、次のページをお願いいたします。

(5)の水とみどりの森づくり普及促進事業につきましては、県民の皆様に森林ですとか森づくりの重要性を理解してもらうために、フィールドとか機械、情報等を提供する事業でございます。このうち、新たに⑤の九州森林の日記念事業ということで、育樹をテーマといたしまして行事を実施することとしております。

78ページをお願いします。

森林被害対策事業でございます。

この事業は、シカによります森林被害を防止するための対策をまとめたものでございまして、事業内容の(1)は、先ほど説明しました森林環境保全整備事業のメニューとして防護対策に対しまして補助する事業でございますし、また(2)も、先ほど説明しました税事業による対策でございます。

79ページをお願いします。

林業公社事業でございます。

この事業は、主に林業公社が行います森林

整備あるいは借入金の償還に必要な資金を県が貸し付けるものでございます。

3のその他の部分でございますけれども、林業公社につきましては、木材価格の低迷などによりまして借入金の解消を含めた将来的な収支見通しが非常に厳しいということで、県におきまして有識者による経営改善推進委員会というものを設置しまして、林業公社のあり方等について検討を進めていただいております。

そのような中で、3月に、公社を存続した上で最大限の経営改善の取り組みを行うべきということを柱としたような同委員会の報告書が取りまとめられたところでございます。これを受けまして、8月を目途に、林業公社のあり方について、県としての方針を決定する予定としております。

80ページをお願いします。

県有林事業でございます。

この事業は、県有林の整備、管理を行うための事業でございます。境界の管理ですとか、分収林契約関係の事務を行います(1)の県有林管理事業、それから県有林の売り払いを行うに当たっての調査等を行います立木処分事業、さらには、植栽、間伐、作業道整備等を行います(3)県有林整備事業等を実施するものでございます。

森林整備課は以上でございます。

○下林林業振興課長 林業振興課です。

81ページをお願いいたします。

林業・木材産業振興施設等整備事業でございますが、これは木材の安定的な供給を図ることにより、競争力のある木材産地の形成を目指して、木材生産、加工、流通施設等を整備するものでございます。

本年度は、2の事業内容のとおり、製材施設や木くずだきボイラー、乾燥機等の施設を整備しますほか、高性能林業機械等を導入する予定としております。

82ページをお願いいたします。

林業担い手の育成、確保対策ですが、減少・高齢化している林業担い手の育成、確保に向けまして、事業内容のとおり、豊かな森林づくり人材育成事業並びに緑の雇用担い手対策事業により新規参入を図るための研修、相談活動等、また、機械化にも対応できる技術者の養成研修等を実施することとしております。

このほか、林業労働災害防止に向けましての巡回指導、研修等、また、振動病の検診等に取り組むものでございます。

83ページをお願いいたします。

特用林産物及び緑化木生産の振興対策でございます。

農山村地域の貴重な現金収入でありますシイタケ、タケノコ、木竹炭、竹材などの特用林産物の生産施設の整備や新たな作目の導入、需要拡大に向けた調査、広報活動を実施するほか、緑化木の生産振興や安定供給のための支援を行うものでございます。

84ページをお願いいたします。

林道事業でございます。

林道は、林業の生産基盤として、また、森林整備を推進する上で重要な施設でございます。積極的に事業推進しているところでありますけれども、現在の林道の整備計画の目標達成率は44%となっております。本年度は、事業内容にありますとおり、県営林道事業の9路線ほか、大規模林業圏開発推進事業まで、47路線の整備、改良、舗装等に取り組むことといたしております。

なお、最下段の大規模林業圏開発推進事業につきましては、緑資源機構が昨年度末に廃止されたことに伴いまして、残区間が県の判断により補助事業として実施するとされたことにより残工事区間の調査等を行うもの、それと緑資源機構がこれまで実施してきました事業の県負担金等を計上しております。

85ページをお願いいたします。

県産材需要拡大対策事業につきましては、県産材の利用を促進することが林業・木材産業の活性化、森林の循環利用につながることから、県産材需要拡大県民運動を核として取り組んでおるところであります。事業内容にありますように、乾燥材供給体制緊急整備事業により、乾燥材等の品質の高い木材の供給体制を整備するための乾燥機導入のリース経費を補助するとともに、くまもと森林を育む木の住まいづくり推進事業では、新築木造住宅や戸建て住宅リフォームに対し県産材を提供することとしております。この戸建て住宅リフォームについては拡充して取り組むこととしております。

くまもとの木と親しむ環境推進事業では、水とみどりの森づくり税を財源にいたしまして木材のよさや温かみを体験していただきまして、木材を利用する意義を一般に理解していただくためのアからオまでのソフト事業に取り組むこととしてしております。なお、このオの木育で地域貢献推進事業というのは、今年度からの拡充ということで実施することとしております。

86ページをお願いします。

森を育てる間伐材利用推進事業でございますが、組みかえ新規でお願いをしております。

これは、間伐材の利用を促進するために間伐材の流通経費の一部を助成するものでございますが、本年度からは、対象年齢を5年延ばしまして21年——これまでは45年までだったんですが、21年から50年生の杉、ヒノキを間伐し搬出した場合に、1立米当たり市町村が2,200円助成する場合、県が2,200円の上乗せをしまして、4,400円を上限に助成することとしております。

林業振興課は以上であります。

○藤崎森林保全課長 森林保全課です。

説明資料の87ページをお願いします。

治山事業ですが、治山事業は、山地に起因

します災害から県民の方々の生命、財産を守り、水源涵養、土砂流出防止等の森林機能を増進するため計画的に実施するものであります。

20年度は、17年度発生の梅雨豪雨及び台風14号災害、18、19年度発生の梅雨前線豪雨災害等の復旧を重点的に行いますとともに、荒廃のおそれのあります山地防災工事や森林の公益的機能増進対策を実施しますほか、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の一環としての森林整備を推進するためのものであります。

さらに、地すべり防止事業であります。その対策工事を、本年度から、阿蘇、上益城の地すべり防止区域内におきまして実施することといたしております。

次に、88ページをお願いします。

保安林整備事業ですが、県内民有林の26%を占めております保安林を対象としまして、気象災害等により水源の涵養や土砂流出防止などの森林の持ちます公益的機能が低下しました箇所機能を回復することを目的としまして、間伐や下刈りなどの森林整備を行うこととしております。

以上、森林保全課の説明を終わります。

○岩下水産振興課長 89ページをお願いいたします。

持続的養殖生産推進事業でございます。

本県漁業生産量の7割強を占めます魚類等の養殖業の振興を図りますために、持続的養殖生産加工に基づきまして、養殖場の改善あるいは伝染性疾病の蔓延防止に配慮いたしました養殖を推進するものでございます。事業内容といたしまして、魚介類、ノリ養殖、真珠養殖等についてそれぞれ取り組んでまいります。

次に、90ページをお願いいたします。

適正養殖認証制度推進事業でございます。

これは、養殖トラフグのホルマリン使用間

題を契機といたしまして、平成15年に、トラフグの生産履歴認証制度を整備いたしまして、養殖業の安全、安心を消費者にアピールするものでございます。なお、18年度から、マダイ、ブリも対象といたしております。

事業内容といたしまして、認証に必要な現地の確認調査や認証制度の信頼性向上対策といたしまして、医薬品の残留検査のクロスチェック、あるいは認証制度のPR等に取り組んでまいります。

次に、91ページをお願いいたします。

くまもと四季のさかな流通支援事業でございます。

事業の背景といたしまして、近年魚離れ現象が進んでおりますが、原因といたしまして、魚のおいしさ、料理方法、あるいは取扱店等、そういった情報が消費者に十分伝わっていない状況でございます。また、漁獲量の減少や価格の低迷等から、生産者や漁協の体力が低下いたしております。

そこで、14年度に制定いたしました四季のさかな17種を対象にいたしまして、県産魚介類の消費拡大を図るものでございます。

事業内容といたしまして、現地の見学会、あるいはPRイベントの開催、あるいはテレビ番組の料理コーナーでの四季のさかなを使った料理の紹介等々行ってまいります。また、流通加工機能強化といたしまして、天草漁協が行います販路拡大、あるいは加工品開発、出荷体制整備等に対する支援も行ってまいります。

次に、92ページをお願いいたします。

新しい漁村を担う人づくり事業でございます。

これは、漁村を担う漁業者を育成する事業でございますが、本県の担い手の特徴といたしまして、担い手の約3分の1を占めます女性漁業者は重要な担い手でございますが、漁業活動に十分生かされてございません。

そこで、今年度から、3)の女性漁業者担

い手育成事業といたしまして、漁協女性部役員経験者などをアドバイザーに認定いたしまして、このアドバイザーを通じまして漁村地域の活性化等を支援してまいります。また、女性漁業者が行う加工品の開発、製品化、販売等の問題解決に向けまして、研修等を通じまして支援を実施してまいります。

そのほか、次代の漁業の担い手、あるいは本県に99名おります漁業士の育成、あるいは漁業者の専門研修等々に取り組んでまいります。

次に、93ページをお願いいたします。

漁場環境改善事業でございます。

これは、本県の重要な魚介類でございますアサリ等二枚貝の資源の増大を図るために、14年度から、これらを食害いたしますナルトビエイを駆除するとともに、漁場に堆積いたしましたごみの清掃及び海底の耕うんを行うものでございます。

内容といたしまして、刺し網によりますトビエイの駆除、あるいは貝桁網等を用いました海底の清掃及び耕うんに取り組んでまいります。

次に、94ページをお願いいたします。

つくり育て管理する漁業推進総合対策事業でございます。

これは、関連漁業の漁獲量は、この10年間で約7割に減少いたしております。この水産資源の回復を図るために、マダイ、ヒラメ等の種苗放流等の栽培漁業、あるいは漁獲のサイズや量等の管理によります資源管理型漁業をあわせて実施いたしまして、水産資源の回復を図ってまいります。

事業内容といたしましては、栽培漁業といたしまして、市町、漁協の要望を受けまして9魚種の種苗の生産、配付を栽培漁業協会に委託します。それと、市町、漁協とで構成します地域展開協議会が実施しますマダイ、ヒラメ等の放流に対する補助も行ってまいります。

また、資源管理関係におきましては、アサリ、ヒラメ、ガザミ等の資源回復計画の進行管理を図ってまいります。また、8県で共同トラフグの資源管理に取り組んでまいります。さらに、鹿児島県とのマダイ、ヒラメの共同調査によりまして、共同調査事業にも取り組んでまいります。

次に、95ページをお願いいたします。

クルマエビ共同放流推進事業でございます。

これは、有明海のクルマエビ資源は一つという認識のもとに、有明におきますクルマエビの栽培漁業を効果的に推進するために、4県で共同放流事業を行うものでございます。また、八代海におきましても共同放流事業の立ち上げを検討いたします。

具体的な内容といたしまして、有明海全体で900万尾のクルマエビの共同放流を行います。うち、熊本県で312万尾の放流を行います。この種苗放流につきまして、放流効果の把握のためのモニタリング調査も行ってまいります。

また、八代海におきましては、共同放流事業を立ち上げるための協議会の検討、あるいは10万尾の標識放流事業等にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○久保田漁港漁場整備課長 96ページを説明いたします。

漁港関係の海岸保全事業でございます。

この事業は、高潮被害対策といたしまして、海岸管理者が海岸法に基づきまして一定の計画のもとに海岸保全施設の新設、改良整備を行うというものでございます。

具体的には、海岸保全区域内の堤防、それから護岸などの海岸保全施設の整備を行うものでございます。

97ページを説明します。

水産基盤整備調査事業でございます。

この事業は、市町村管理の漁港におきまして、異常気象対策といたしまして、災害に強い漁村地域づくりに向けました基本計画策定というものをつくる業務でございます。

98ページでございます。

広域漁港整備事業でございます。

この事業は、水産物の生産、それから流通拠点整備ということで漁港施設の整備を行うものでございまして、具体的には、防波堤、あるいは突堤、それから物揚げ場などの整備を行うものでございます。

99ページでございます。

魚のすみかづくり事業でございます。

この事業は、マダイなどの産卵、生育に適しました環境を整備することによりまして水産資源の安定を図るとというのが目的でございます。具体的には、増殖施設の整備、それから藻場の造成などを行います。

100ページでございます。

豊かな干潟づくり事業でございます。この事業は漁場生産力の回復を図るのが目的でございます。具体的には、有明海、それから八代海の干潟におきまして、覆砂などを行うことによる底質改善というのが目的でございます。

以上でございます。

○松田三郎委員長 特別トイレの休憩はとりませんので、委員の先生方、執行部の方も、説明に関係ないところであるなら、遠慮なくトイレに立っていただいて結構でございます。

そして、今の説明とダブるところも補正関係であろうかと思っておりますので、その点は特に簡潔にお願いしたいと思います。

次に、付託議案等の審査に入ります。

関係課長から付託議案等について順次説明をお願いいたします。

伊藤農林水産政策課長。

○伊藤農林水産政策課長 それでは、予算関係及び条例等関係について御説明いたします。

資料の、まず1ページでございます。

これは、予算の総括表でございます。一番下に合計が書いてあるところでございます。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

まず、農政諸費の2億5,000万円につきましては先ほど説明したとおりでございます。財源のところのその他で5億と書いてありますように、約5億円で売り渡して、そのうち2億5,000万円を使って整備する事業でございます。

それから次の、農政企画推進費4,100万円余でございます。

これも、先ほど申し上げました夢挑戦事業関係でございます。

3ページをお願いいたします。

農研センター費でございます。

3,650万円でございます。説明欄に書いてありますように、試験研究関係の予算でございます。クリ新品種等、12課題でございます。

それから、林業研究指導所費でございます。

110万円余でございます。これは、公用車の更新でございます。

4ページをお願いいたします。

水産研究センター費でございます。

2,400万円余でございます。説明欄に書いてありますように、センターの施設整備、それから調査船の検査関係等の経費でございます。

以上でございます。

○河野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、農業総務費でございますが、流通体制整備促進費で70万円余の増額補正をお願いしております。

これは、県内卸売市場における流通実態把握調査に対する補助でございます。

次に、農業金融対策費でございます。

経営対策資金助成費620万円余の増額は、主要新規事業で説明いたしました飼料・燃油価格高騰緊急対策資金助成費の補正でございます。

6ページをお願いいたします。

水産業協同組合指導費182万円余の増額でございますが、右の説明欄1の熊本県漁業協同組合連合会の補助でございます。連合会が実施する指導教育に要する経費の一部を補助するものでございます。

2の漁業共済加入促進事業費につきましては、共済組合が行う漁業共済の加入促進を図るために要する経費の一部を補助するものでございます。

以上、団体支援総室、872万円余の増額補正をお願いするものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○倉永農業経営課長 農業経営課でございます。

7ページをお願いいたします。

農村地域農政総合推進事業で8,300万円ほど増額をお願いしておりますが、右側の方に説明項目を上げておりますけれども、1、2、3、4とも、先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、担い手育成関係は、経営力アップモデル関係の分です。

それから、2番目の農地流動化推進事業につきましては、山鹿市での面的集積モデル事業をする分です。

それから、3の法人化の加速の分、それから4の耕作放棄地、これは先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

新しい農業の担い手育成費の分で150万円ほどの増額をお願いしておりますが、これは説明欄に上げておりますけれども、一つが国

際農友会等の補助事業です。農業青年の海外派遣や国際交流等を行っている団体への補助をする分です。

それから、2番目の新規就農者等支援対策事業につきましては、これは先ほど御説明しましたように、青年農業者クラブ、4Hクラブへの活動支援の分です。

それから、もう一つの分ですが、農業構造改善事業費につきまして10億7,200万円ほど増額をお願いしておりますけれども、先ほども説明しましたように、当初予算の分で要求している分と、当初では必要がないけれども補正の分ということで、一応この分でメニューが全部そろった形になっております。

それから、9ページになりますが、もう一つ都市農村交流対策事業の分、これも先ほど御説明しましたとおりです。市町村の方でのツーリズム関係の事業ですとか、あるいは整備事業、その関係の分で要求しております。

それから、もう一つですけれども、農業指導施設費の分で農業大学校費、これにつきまして約1,000万円ほど増額をお願いしておりますが、これにつきましては、施設整備費としまして、教材用の農業機械や分析機器の整備及び耐震診断費用ということで、農大校舎の耐震診断を実施するという増額をお願いしております。

以上、農業経営課分につきましては、補正額11億6,733万5,000円でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

もう1つ、繰り越しの方の分がございますので、46ページをお願いいたします。

19年度一般会計の繰り越し分です。

経営構造対策事業費の分ですけれども、1億5,900万円ほど繰り越しをしておりますが、これにつきましては、オイル価格等の高騰あるいは資材価格の高騰のために負担金がふえることになりまして、台風の被害等もちょっと影響しているわけですが、設計の見直しに係る受益者の同意を求めるのにちょっと時間

を要しましたために繰り越しをしているものです。2地区ありますけれども、八代市と氷川町と、いずれも7月の中旬には完了予定ということで整備がなされております。

以上です。

○麻生農産課長 農産課でございます。

10ページをお願いいたします。

まず、米麦等品質改善対策事業費8,568万円でございますけれども、これは先ほど御説明いたしましたくまもとの米・麦・大豆魅力アップ事業、それから水田地域営農体制整備支援事業などに要する増額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

畑作振興対策費3,575万円余でございますけれども、これも先ほど御説明いたしました地域特産物産地づくり支援対策事業、茶・たばこ産地支援事業、第62回全国お茶まつり熊本大会に要する経費でございます。

次に、後段のい業振興対策費でございますけれども、1億4,207万円余でございますけれども、これも先ほど御説明いたしましたくまもと豊表価格安定対策事業及びいぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業に要する増額補正でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

前段の生産総合事業費につきましては、5億5,292万円余の増額補正をお願いしているところでございます。

次に、後段の水田営農活性化対策費でございますけれども、これも先ほど御説明いたしました水田新産地形成事業に要する経費5,378万円余の増額補正でございます。

以上、農産課は8億7,022万円余の補正をお願いしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○大田黒園芸生産・流通課長 13ページをお願いいたします。

農業総務費につきましては1,043万円余の補正をお願いしているところでございますが、前段のブランド確立・販路対策費949万円余でございますが、これはくまもとの宝トップセールス事業として先ほど主要事業のところで御説明をしたとおりでございます。

次の欄の地域食品振興対策費93万円余でございますが、これは農産加工支援事業として加工グループ等の商品開発、販路促進を行うために、熊本県農産物加工推進協議会に対する補助でございます。

続きまして、農作物対策費につきましては2億1,069万円余の補正をお願いしているところでございます。

まず、野菜振興対策費2億821万円余でございますが、主なものとしまして、説明欄1の野菜価格安定対策事業につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

2の野菜振興協会補助につきましては、県、各市町村、JAで組織します野菜振興協会が行う野菜の生産組織等の育成強化ですとか生産技術の改善等に対する経費の一部補助でございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

説明欄3のくまもと青果物パブリシティ強化事業につきましては、県産野菜のブランド力強化のための青果物消費拡大協議会に対する補助でございます。

説明欄4の園芸新たな挑戦強化対策事業につきましては、先ほど主要事業のところで御説明したとおりでございます。9,322万円余の増額補正を行うものでございます。

説明欄5の原油価格高騰対応園芸新技術導入推進事業につきましても、先ほど御説明したとおりでございます。

後段の花き振興対策費でございますが、248万円余をお願いしているところでございます。

これは、花卉の生産者組織の育成強化、生産流通の改善や消費拡大等を推進するため、

熊本県花き協会に対する補助でございます。

以上、14ページ一番下でございますが、園芸生産・流通課の予算といたしまして、2億2,112万円余をお願いするところでございます。

よろしく願いをいたします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

15ページをお願いいたします。

畜産振興費の中の畜産生産基盤総合対策事業費でございますが、これは先ほど説明いたしましたくまもと和牛緊急対策、この事業が主なものでございます。

また、畜産経営安定対策事業及びその下の循環型耕畜連携体制強化事業費、この部分につきましても、先ほど主要事業で説明したとおりでございます。

16ページをお願いいたします。

16ページの家畜保健衛生費の部分でございますけれども、この部分につきましては、説明欄に掲げておりますけれども、家畜衛生管理指導事業ということで、家畜保健所、こちらの方の検査、分析用の機械を整備する事業でございます。

続きまして、広域農業開発推進費でございますけれども、10億9,450万円余の補正をお願いしているわけでございますけれども、これは説明欄に書いてありますように広域農業開発事業の償還金でございまして、昭和50年から平成10年までにかけて、阿蘇地域を中心に約682億の事業で草地造成、農業用道路、畜舎建設、こういったことをしておる事業でございまして、その毎年分の償還金でございます。

それで、財源の内訳といたしましては、その他の部分の4億2,700万円、これは阿蘇地域の市町村、農家からの負担金でございます。そして、一般財源を足しまして償還をするというような格好になってきております。

それから、草地開発事業の公社営事業につ

きましては、先ほど主要事業の部分で説明したとおりでございます。

畜産課といたしましては、合計15億9,800万円余の補正予算をお願いしているところでございます。

よろしくお願いたします。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

6月補正予算繰越明許費、条例等関係を一括して説明いたします。

17ページをお願いいたします。

6月補正予算でございます。

まず、国営土地改良事業直轄負担金ですが、これは完了地区を含む5地区の国営土地改良事業に対する県及び地元の負担金でございます。14億5,050万4,000円をお願いしております。

下段の国営事業継続地区推進調査費でございますが、これは国営土地改良事業関連の県営事業未採択地区の調査、検討等に要する経費でございます。390万円の増額補正をお願いしております。

次に、18ページ上段の県営土地改良調査計画費でございますが、これは国から補助を受けて実施する農業農村整備事業の新規予定地区の事業計画策定などに要する経費でございます。水利施設機能診断保全計画策定といたしまして、1億円の増額補正をお願いしております。

下段の農業用水水源地域保全対策事業費でございますが、これは国から補助を受けて農業用水の水源地域の現状や課題について県民の理解促進を図るとともに、農業用水の有効利用を普及促進するための経費でございます。中山間地域等の水源地域を保全する観点からの耕作放棄地実態調査といたしまして4,400万円の増額補正をお願いしております。

次に、19ページの海岸保全直轄事業負担金でございますが、これは国が行う玉名・横島

地区の直轄海岸保全施設整備事業に対する県の負担金でございます。3億66万7,000円をお願いしております。

以上、農村計画・技術管理課といたしまして、総額で18億9,907万1,000円をお願いしております。

続きまして、47ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。

農村計画・技術管理課分は2件でございます。1,168万9,000円が繰越額でございます。この2件につきましては、CALS/EC事業におきまして、システム間の連携に係る調整に不測の日数を要したことによるものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

熊本県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本提案につきましては、恐れ入りますが、58ページの条例案の概要をごらんいただきたいと思っております。

その概要の中の2、条例制定の趣旨にありますように、本年4月1日に施行されました独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行によりまして、独立行政法人緑資源機構が廃止される前に開始した農用地に関する事業を独立行政法人森林総合研究所が引き継ぐこととされたことに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

以上、6月補正予算繰越明許費及び条例等関係につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

○榎農村整備課長 農村整備課でございます。

今回補正をお願いしている主な事業について御説明をいたします。

資料の20ページをお願いいたします。

まず、農業総務費でございます。

山村振興対策事業費につきまして18億7,70

0万円余を計上しております。

これは、中山間地域の農業振興を支援する事業でございます。主なものは、農業生産施設を整備する市町村への補助及び農業生産を継続する農家に対する交付金の直接支払いなどでございます。また、小規模高齢化集落の共同活動を支援する事業をモデル的に実施いたします。

次に、21ページをお願いいたします。

農地総務費で、市町村が行う地籍調査事業について4,000万円余を計上いたしております。

次に、土地改良費でございますけれども、県営かんがい排水事業を初め13の事業で、補正総額93億5,900万円余を計上しております。

まず、県営かんがい排水事業につきましては、農業用排水路、排水機場等の整備に12億7,600万円余をお願いしております。

あわせて、債務負担行為といたしまして、右側の説明欄の記載のとおりでございますけれども、画図南部地区ほか3地区を設定しております。いずれも、排水機場のポンプ、電気設備等を整備するものでございます。

次のページでございますけれども、次に農免農道事業費につきましては、農道の新設、改良に11億5,200万円を計上するとともに、債務負担行為といたしまして、南小国西部4期地区の橋梁上部工をお願いしております。

次のページ、23ページをお願いいたします。

広域農道事業費につきましては、同じく農道の新設、改良に15億4,600万円を計上しております。

あわせて、右の欄、債務負担行為といたしまして鹿本3期地区ほか1地区を設定しておりますけれども、同じく橋梁上部工の整備及び補強等を行うものでございます。

次に、下段の単県農業農村整備事業費につきましては1億9,800万円余を計上しております。小規模な土地改良事業を行う市町村への補助、それと県営の単県事業でございます。

次のページの24ページをお願いいたします。

一般農道事業費につきましては、農道の新設、改良でございますけれども、2億2,000万円を、次に、県営中山間地域総合整備事業費につきましては、中山間地における総合的な農業生産基盤整備等に13億4,400万円を、さらに、団体営基盤整備促進事業費につきましては、市町村が行う基盤整備に対する補助として3億5,900万円余を計上しております。

次に、25ページをお願いいたします。

ふるさと農道緊急整備事業につきましては、緊急に整備が必要な小規模な農道の新設、改良に1億200万円を、次に、県営経営体育成基盤整備事業費につきましては、区画整理や用排水路施設等の整備に28億2,500万円余を計上しております。

次に、最下段の農村総合整備事業費につきましては、市町村が行う生産基盤や集落環境整備等に対する補助として2億1,800万円余を計上しております。

次に、26ページをお願いいたします。

里地棚田保全整備事業費につきましては、市町村が行う簡易な生産基盤整備等に対する補助として5,600万円余を計上しております。

次に、単県経営体育成促進事業費につきましては、土地利用調整等のソフト事業に5,600万円余を、また、農業経営高度化支援事業費につきましては、高度な経営体の育成を支援する事業として360万円を計上しております。

最後になりますけれども、農地防災事業費でございます。

5つの事業で補正総額18億3,500万円余を計上しております。

まず、障害防止対策事業費でございますけれども、防衛施設周辺での用水施設等の整備に1億800万円を計上しております。

あわせて、債務負担行為として、御船町の上野地区の水路トンネル工事をお願いしてお

ります。

次に、27ページをお願いいたします。

中ほどの農地防災事業費につきましては、防災ダムやため池の整備、改修等に11億8,700万円余を計上しております。

あわせて、債務負担行為としまして熊本市の除川地区をお願いしておりますけれども、排水機場のポンプ、電気設備等を整備するものでございます。

最下段の農地保全事業費につきましては、農用地の土壌浸食等を防止する事業で4億9,500万円を計上しております。

28ページをお願いいたします。

団体営農地防災事業費につきましては、老朽化した農業用管水路の撤去等に3,000万円余を、また、単県農地防災施設管理費につきましては、海岸保全施設や地すべり防止区域の点検等に1,500万円を計上しております。

以上、農村整備課といたしましては、補正総額131億1,400万円余を計上しております。

どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、繰り越しでございますが、48ページから50ページにかけて記載しております。

50ページに合計を記載しておりますけれども、農村整備課合計といたしまして、県営かんがい排水事業ほか12の事業で31億7,750万円余の繰越額でございます。用地補償や計画、設計に関する条件の関係でやむなく繰り越しをいたしましたけれども、おおむね工事の発注は終わっているようでございますので、早期に効果の発現がなされるよう、今後とも努力してまいりたいと考えております。補正予算とあわせ御審議のほど何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

29ページをお願いいたします。6月補正の

主なものについて御説明いたします。

29ページの水とみどりの森づくり事業費で2億8,900万円余の増額補正をお願いしております。

内容といたしましては、説明の欄にありますように、1の針広混交林化促進事業の増額、それから2のくまもと未来の森林植林加速化緊急事業及び3のシカ等森林被害防止対策事業の新規創設に伴います増額などによるものでございます。

次に、30ページの真ん中辺の欄の流域総合間伐対策事業費で3,000万円の増額補正をお願いしております。

この予算は、全額国費で行いますモデル的な列状間伐への補助でございます。

それから、一番下の欄の造林事業費で12億9,900万円余の増額補正をお願いしております。

これは、主に主要事業で説明いたしました森林環境保全整備事業の増額によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

一番下の欄の環境保全保安林整備事業費で2,000万円余の増額補正をお願いしております。

この予算は、菊池市で計画的に実施しております環境防災林の整備に係るものでございます。

それから、32ページの下から2段目の県有林造成事業費で2億円余の増額補正をお願いしております。

これは、県有林におけます造林、間伐等の森林整備のための予算でございます。

以上、森林整備課関係で18億4,960万円余の増額補正を提案させていただいております。

それから、繰り越し関係、51ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業費で2億5,000万円の繰り越しを行っております。

これは、集中豪雨等の災害に伴いまして、作業道が被災したことによりまして、事業が年度後半に集中いたしまして労務が不足したということが原因でございます。鋭意、後年度に整備できますように努力しているところでございます。

森林整備課関係は以上でございます。

○下林林業振興課長 林業振興課です。

33ページをお願いいたします。

林業総務費の水とみどりの森づくり事業費で111万円余の増額補正をお願いするものがあります。

これは、先ほどの主要事業の説明のときに県産材需要拡大対策事業の中で御説明しましたものの補正でありまして、水とみどりの森づくり税を活用して新たに企業等の木育活動での木材利用を支援する経費でございます。

次に、林業振興指導費の大規模林業圏開発関連事業費で2億980万円余の増額補正をお願いしておりますが、これは19年度まで緑資源機構が工事してまいりました大規模林道事業の県負担金でございます。

最下段の県産木材需要拡大対策費で4,719万円の増額補正をお願いしておりますが、説明欄1の県産材需要拡大消費者対策事業は、ことし10月、本県で開催されます第43回全国木材産業振興大会経費に対する補助でございます。

34ページをお願いいたします。

2の木造公共施設整備事業は、地域材利用を促進する上でPR効果の高い公共施設の整備補助でございまして、高森町、御船町で実施の予定であります。

3のくまもと森林を育む木の住まいづくり推進事業は、先ほど御説明した事業でございしますが、今回新たに拡充するということでの住宅リフォームをされる方への県産材を提供するための増額補正でございます。

4の乾燥材供給体制緊急整備事業は、先ほ

ど御説明しました事業の増額補正でございます。

最下段の木材需給安定対策費で1億2,079万円余の増額補正をお願いしております。

これは説明欄にありますように、森を育てる間伐材利用推進事業ということで、先ほど組みかえ新規としてお願いした事業の補正であります。

続きまして、35ページをお願いいたします。

林産物振興指導費で383万円余、樹芸林業費で115万円余の増額補正でございますが、これも先ほど特用林産物及び緑化木生産の振興対策で御説明した事業の補正でございます。

続きまして、下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費も、先ほど説明した同事業5億3,352万円余の増額補正をお願いするものでございます。

36ページの林道費で20億1,273万円余の増額補正をお願いしておりますが、林道事業費から農免林道事業費まで、また、37ページの林業地域総合整備事業費、単県林道事業費に係る事業の増額補正でございます。

以上、林業振興課全体で29億3,372万円余の補正をお願いしております。

続きまして、52ページをお願いいたします。

繰越明許費について御報告申し上げます。

県営林道事業費から現年林道災害復旧費の5事業におきまして、工法の検討、用地の確保、さらに、昨年の梅雨前線豪雨災害等により、資材搬入路が被災するなどにより繰り越したものでございまして、16億6,378万円余となります。

続きまして、53ページをお願いいたします。

事故繰りの御報告でございます。

ふるさと林道緊急整備事業費で19年度中の完了に向け実施中でありました美里町の中央砥用線の3つの工区におきましては、昨年7月の梅雨前線豪雨により美里町を中心に激甚な災害が発生しまして、資材搬入路が大きく

被災したことによりやむを得ず事故繰りせざるを得なくなったもので、3件、1億2,230万円余をお願いするものでございます。できるだけ早期に完了するよう努めておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

林業振興課は以上です。

○藤崎森林保全課長 森林保全課です。

補正予算と繰り越しについて御説明申し上げます。

説明資料の38ページをお願いします。

先ほど御説明しました治山事業の補正であります。

森林保全課としましては、総額31億4,500万円余りの補正予算増額補正をお願いいたしております。

内訳ですが、治山事業費が23億6,400万円余りとなっております、美里町川越地内を含みます84カ所で実施を予定しております。

次に、緊急治山事業費ですが、これは近年毎年のように激甚な災害が発生しておりますため、これらの復旧に迅速に対応するための待ち受け予算としてお願いするものであります。1億6,600万円余りの補正をお願いしております。

次に、先ほども御説明しました地すべり防止事業費ですが、7,200万円余りの補正増額をお願いいたしております。

最下段の民有林直轄治山事業費ですが、これは九州森林管理局が阿蘇市管内での民有林で実施しております治山事業の県負担金でありまして、1億4,300万円余りの補正予算をお願いいたしております。

次に、39ページをお願いします。

単県治山事業費ですが、1の県営事業は、国庫補助の対象となりません治山施設災害復旧等を行うものです。また、2の市町村営事業は、国庫補助対象外で保安林となっていない小規模な山地災害箇所を市町村が実施する場合に助成を行うものです。そして、

3の森林保全施設管理整備事業は、治山施設のうち高性能落石防止さくの塗り直し等によりまして機能維持回復を図るものであり、7,300万円余りの補正予算をお願いいたしております。

最後に、先ほど御説明しました保安林整備事業費ですが、3億2,400万円余りの補正予算をお願いいたしております。美里町洞岳地内を含みます48カ所で実施を予定しております。

続きまして、資料の54ページをお願いします。

繰越明許費について御説明申し上げます。

まず、林業費ですが、治山事業から単県治山事業県営まで、5事業合わせまして50カ所、15億6,400万円余りの繰り越しでありました。

災害復旧費ですが、現年治山災害復旧で4カ所、1億9,200万円余の繰り越しであります。

森林保全課合計としましては、事業費54億7,600万円余のうち17億5,600万円余、54カ所を繰り越しております。

繰り越し理由としましては、計画、設計に関する諸条件、用地関係の調整に不測の日数を要したことなどであります。

なお、5月末現在で、治山事業4カ所、単県治山事業1カ所完了いたしております、早期完了を目指して鋭意努力をいたしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩下水産振興課長 水産振興課でございます。

40ページをお願いいたします。

上の段の200海里対策推進費で282万円余を計上いたしております。

これは、県営漁業指導用海岸局の運營業務を県無線漁業協同組合に委託するものでございます。

また、下段の漁業取締費も3,400万円余を

計上しておりますが、これは船舶安全法に基づく漁業取締船「ひご」「あまくさ」の中間検査関係工事費でございます。

以上、水産振興課といたしまして3,684万円余の増額補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございますけれども、先ほど主要事業それから新規事業で説明しました以外の案件につきまして2件ほど説明をいたします。

41ページが一番上でございますけれども、県営魚礁設置事業でございます。

これは、沿岸の漁場拡大を図るために、魚礁、漁場を造成するものでございます。

それから、43ページの最下段でございますけれども、漁村再生整備事業費でございます。これは地域の既存ストックの有効活用ということで、生産基盤、それから生活環境の整備を実施するものでございます。

以上合計いたしまして、44ページ、14億3,600万円余の補正をお願いしているところでございます。

55ページをお願いいたします。

ここに記載しております7つの事業、案件にいたしまして14の案件になりますけれども、いずれも、計画に関する諸条件、それから設計に関する諸条件等を理由といたしまして、やむなく3億7,500万円余の繰り越しをお願いしているところでございます。現在、鋭意施工中でございます。年内には完成する予定でございます。

以上です。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終わりました。切りがいいところでございます。冒頭申し上げましたように、ここで昼食をとりまして、1時に委員会を再開したいと思います。お疲れさまでございます。

午後0時2分休憩

午後1時2分開議

○松田三郎委員長 それでは、休憩前に引き続きまして審議を再開いたします。

先ほどの説明にありましたように、主要事業及び新規事業、そして6月補正の予算関係の説明をいただきました。ひっくるめて質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○田代国広委員 今回新規に予算が計上されております、いわゆる飼料とか燃料の高騰に伴うところの支援策ですね。緊急対策資金助成費ですか、620万6,000円が新たに今度計上されておりますが、これを仮に貸付限度額を個人の500万と仮定した場合、総額20億の融資枠ですから、大体400人がこの満額20億を希望すれば、400人の方々が借りる可能性と申しますか、枠があるということですね。そういう計算でいいんですか。仮に個人が500万とした場合ですよ。

○松田三郎委員長 ページでいうと、5ページですね。こっちでいくと19ページですかね、主要事業の方で。

○河野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

今御質問の枠の話でございますが、一応20億の枠を設定して、これは金利が1%あるいは0%の2つの度合いがどうなるかということにもこの600万が影響すると思いますが、単純に考えますと、今先生が御指摘されたように、500万の400というような計算になるかと思えます。

○田代国広委員 仮にそうなったとすれば、600万ということは1人当たり1万5,000円ぐらいにしかならないということになるわけで

すよね。それで支援として効果が上がるかどうかですよね。これは600万の算定の基礎というか——620万6,000円というのは、例えば融資枠は20億ですけれども、20億を想定して当然620万という助成は計算されたと思えますが、そうしますと、余りにも1人当たりの、1戸当たりの助成としては、1万5,000円余りにしかならぬとなりますが、それで十分だと思いますか。

○河野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

この19ページの説明欄の一番下の3のその他の負担割合というところをごらんいただきたいと思うんですが、この利子を補給するに当たりましては、県と市町村と融資機関、これが3対3対2という割合で支援をするということにしております。

ですから、県の予算だけをここでは当然計上しておりますが、この600万と同じく市町村を合わせますと同じ金額になりますし、融資機関も8分の2を負担いたしますので、大体1,400～1,500万ぐらいになるんだと思うんですが、そういう形で支援額をまず把握、説明させていただきたいと思えます。その上で、やっぱりここは資金の——これで融資の利率を1%か無利子にするということでございますので、そういった形で運用いただければというふうに考えております。

○田代国広委員 0%と1%によって変わってくるわけですね。これは、そうしますと割合というか、0%の場合と1%の場合の割合は、ある程度試算というか、実態というのは大体——今から把握せなならぬわけですかね。

○河野団体支援総室長 実態を把握しているところではございませんが、事業内容の(6)の貸付利率のところの、無利子の場合は所得

損失額が50%以上損失された方とか、1%は10%以上から50%未満ということで制度としては考えてございます。

今のところは、私どもは想定範囲で予算計上するしかございませんでしたので、20億のうちで1%が大体9億、無利子が11億で合わせて20億なんですけど、そういう想定の中で、この予算計上をさせていただいております。

○田代国広委員 結果次第によっては、この数字が変わることも多少考えられるということですね。補正とかなんかでも対応されると。

○河野団体支援総室長 そういうことで、実際の申請なり貸し付け実態を見ながら、想定を超える利子補給が必要になった場合につきましては、この予算の措置も含めて、その段階で検討してまいりたいと考えております。

○田代国広委員 今回の補正で——知事選があったわけでございますが、極めて6月議会補正としては多額の補正になっておるわけですね。一般財源を補正とするならば、当然新しい知事が誕生したわけですから、知事の政策なり意向を反映させなければなりませんし、当然そうなると思えますが、一方では、国庫支出金ですか、そういったものが今回多額に補正されておるのも見受けられますが、今回の補正の中で、知事の意向、知事の考えが、この補正の中の農林関係でどういったところに反映されておるというふうに考えておられますか。どなたでも結構ですよ。

○伊藤農林水産政策課長 私の方から、全般的に申し上げますと、今回の補正予算につきましては、知事のマニフェストを主に重点的に予算計上しているところでございます。ですから、ほとんどが肉づけの場合は「かばマニ」という形で——たしかあれは予算の発表のときに「かばマニ」という形で印をつけて

あったかと思えますけれども、一応そういうことで、ほとんどがマニフェストに基づいて予算を計上しております。

○田代国広委員 もう1点は、繰越明許ですね。事故繰越しがあったですね、1億2,000万ぐらい。これの処置はどうなってますかね。

○下林林業振興課長 53ページですけども、これ現実には19年度中に完了しなければならない事業箇所でありましたんですが、そのために鋭意事業を進めてきたさなかに、昨年7月に集中的に美里町で豪雨災害がありましたものですから、その工事現場に到達する資材道路がすべて被災を受けて、1路線当たり20数カ所の被災を受けて到達できないというような状況がありまして、今年度中に繰越したということでの事故繰りにしたところではありますが、今鋭意——搬出路が通じましたので、今年中に完了するという予定で、今一生懸命事業を進めておるところでございます。

○田代国広委員 繰越明許が、また事故繰り越しになったわけですか。そうですね。

○下林林業振興課長 先ほど冒頭に言いましたように、18年度事業で実施しておりましたものが、19年度中に繰り越して19年度中に終わる予定にしておりました。それが19年度中の災害で資材を入れることができなくなりまして、事業が20年度までにずれ込んだということで、事故繰り越しということをお願いしておるところでございます。

○田代国広委員 事故繰り越しの場合、ペナルティーといいますか、そういったものは全くないわけですね。

○下林林業振興課長 この事故繰りに当たり

ましては、繰り越しの理由等につきまして、期間と災害——被災して何カ月その現場に行けなかったということをやちゃんと積算しまして、その点を国なりに協議申し上げまして、事故繰りという形で処理させていただいたというところがございます。

○田代国広委員 今、国の方にそういった理由を提出している段階ですか。

○下林林業振興課長 いえ……。

○田代国広委員 もう認められた……。

○下林林業振興課長 認められたということです。

○前川収委員 水田経営所得安定対策、昔の品目横断ですね。のことでちょっと聞きたいんですけども、制度が導入された当初、非常に混乱がありました。去年のちょうど今ごろは、とても混乱の真っさなかにあったというふうに私は記憶をしております。

それで、もともとの法律の趣旨からいえば、国産の米、麦、大豆、これを増産していこうということ、それから、担い手不足を解消するために、集団営農、集落営農というんですかね、を促進していこうという趣旨だったと思いますが、導入前と導入後の作付面積の変化——要は、要件が満たされないので、麦植えてももう全然算当が合わぬと、要するに生産性がないということも何回も聞いたわけですよ。

それで、やりたい人がいても集落営農が成立しないと。できなかったわけですから、1人じゃなくてみんなが集落営農で取り組むという前提がつかれないとできなかったわけですから、よもや減ってはいないかとちょっと心配をしております。

それで、米、麦、大豆、代表的な——あの

ときちょっと問題になっていたのは、麦の方が大きかったと思ってますけれども、その辺の作付面積の変化がわかれば、まず教えていただきたい。

それから、同時に、あの法律の中では法人化というのが前提になって、5年猶予だったですかね。5年猶予で法人化していくという話だったと思ってます。ことしの予算で、モデル法人助成ということで、10組織を法人化のモデルでやっていこうということですが、現状今どのくらいの法人化率になっているのか。数でもいいんですよ。それがたしか何百という営農組織ができたわけですから、それを5年後に法人化していくことというのはそうたやすい話じゃないだろうなと思っていますので、その点についての進捗の状況ですかね、それについてちょっと教えていただきたいと思います。

それから、少し変わりますけれども、和牛の雌牛の導入をやりたいということで、畜産課長、お話がっておりますから、当然肥育農家が、去年、ことしの前半まで子牛の値段が高くて、これからがちょっと心配してますけれども、枝肉の価格と子牛の値段の差というのが、枝肉価格が下がってしまって、子牛の値段が——高く導入したやつとどうなっていくのかなというのを非常に心配していますので。子牛の生産が足りないことはよくわかっています。ただ、和牛とおっしゃるのは、熊本には2種類、簡単にざっといえば黒毛と赤毛とあるわけですね。それはどっちの方をやられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○松田三郎委員長 まず、最初2点ありましたね。

倉永課長。

○倉永農業経営課長 最初に面積の方の関係、その見込みの部分、まだ確定ではないんですけども、19年の分と20年の分でどうい

う状況かというのを今把握している分で申し上げますと、米につきましては、19年の分までにもう少しで届きそうな感じなんですけれども、1万2,584が19年の加入面積なんですけど、今5月末で把握している分が1万1,482なんですけれども……。

○前川収委員 あのね、米は、その体制でつくらなくても流通できますからいいんですが、麦が——トレンドで教えてもらえばいいですよ。細かな面積は要らぬ。要するに、制度導入前と導入後で作付面積が広がったのか減ったのか、ここが非常に大きなポイントだと思いますので。

○倉永農業経営課長 19年の分とほとんど今一緒ぐらいに麦は……。

○前川収委員 18年度と比べぬとわからぬでしょう。

○倉永農業経営課長 ほとんど変わりませんので……。

○前川収委員 制度導入前と導入後は、作付面積はふえてる、減ってる。済みません、委員長、勝手に。

○倉永農業経営課長 済みません。麦は少し足りない状態ですけども、ほとんど変わらない状態ですね。

○前川収委員 営農組織は。

○倉永農業経営課長 大豆の方は、こちらの方はふえてますので。麦の方も、今の感じだと、少しまたふえるんじゃないかなというふうには見込んではいらんですけれども……。

○前川収委員 営農組織の方は。

○倉永農業経営課長 法人の方ですね。これも、非常に具体的な感じでいきますと、まだ積極的に……。

○前川収委員 全体で、集落営農の法人化を前提とした、この米、麦、大豆の品目横断をやっている団体はどれだけあつとですか。

○倉永農業経営課長 306が今回その……。

○前川収委員 306しかない。

○倉永農業経営課長 対策の部分で加わった分については306……。

○前川収委員 加わったじゃなくて全部で、既存も含めて。

○倉永農業経営課長 582ですね。

○前川収委員 全部で582集落あるということですね、簡単にいえば。

○倉永農業経営課長 そうです。組織はですね。その中で、法人という形の部分でカウントできる分は19です。その中で、そちらの方に比較的移る可能性があるかなという意味で協業するような組織になっている分が215ですね。それ以外は、単に機械を共有するとか、受託するとか、そういった形の部分のやつが348ほどあります。

○前川収委員 また後で質問します。

○高野畜産課長 前川先生の方からの御質問でございますけれども、今回肉用牛の増頭対策ということでしてのんですけれども、原則的には、もう赤、黒、農家から希望があった

ところを一応その事業を入れていくというような格好でしております。

それで、特に今回、県下で15カ所ぐらいの一応モデル農家をつくるということで、各地域ごとにそういったいろんなモデルがございますので、そういうモデルの特徴のある部分をそれぞれつくっていきまして、そしてそのモデルを中心にして、周りの農家あたりを、そういった格好の専業農家といいますか、そういったものに誘導していこうというような格好で思っております。

それで、今のところ、阿蘇とか菊池、球磨あたりが——天草も中心になるわけでございますけれども、あか牛農家の方もやりたいというみたいな話も今出てきているような状況でございます。とにかく農家の希望で一応この中の事業は入れていきたいと思っております。

○前川収委員 2つ一緒になったので、面倒くさくなって済みません。

じゃあ、基本的には、米、麦、大豆についての作付面積というのは、麦が若干減った、大豆は少しふえた、米は余り変わらないという状況ですね。ということは、制度導入時、去年の今ごろ随分心配してた部分については、かなりの部分で解消されているというふうな受け取っていいのかなと思っておりますので、後でコメントいただきたいと思えます。

それから、今度問題になってくるのは、今現状である582のいわゆる経営体ですね。これは任意団体ですね、今の段階でいえば。これを法人化していかなきゃいかぬということで、あれは5年間で法人化を目指すということだったんですかね。それはできなくてもいいんですかね、法人化。

○倉永農業経営課長 一応5年間の分につきましては、その分であと5年間また延長ができますというふうな形分で制度が改正され

ていますので……。

○前川収委員 わかりました。

というのは、何でそう言うかというのと、モデル事業で今回やろうというのが、10組織導入ということですから、これ582を目標にして——あと3年かな、4年か、で全部を法人化しようとするのであれば、モデルは別かもしれませんが、ちょっとこれは取り組みの姿勢としては余りにも弱過ぎるんじゃないかというふうに思いました。

というのは、582全部法人化していかなきゃならないという前提が仮にあるとすればね、10団体で今回モデル的にということで行くんだったら少しちょっと弱いかなということがありましたので、やっぱり制度がどこまでどう変わっていくかをにらみながらの話はあると思いますし、法人化というのを私は無理やりやれというつもりはありません、基本的には。やっぱり集落の持っている特性というんですかね、お互いにそれぞれプライベートはプライベートな部分で持っておきたいという意識があって、全部同じ会計の中でやられてしまうことに対する——会計は、法人であろうが法人じゃなかろうが、一緒でしょうけれども、その辺のところの抵抗が村社会の中にあるという部分についてはよく理解できますけれども。

いずれにしても、将来にわたって、今度この次に来るのは、まずこれ導入時ですね。法人化してあるかしてないかが事業に差が出てくると思います。恐らく、今までの国が取り組んできた事業のやり方の流れからいけば、そういう流れが必ず次のステップで来るというふうに思っていますから、いずれにしても、法人化に向けて、集落が御理解いただける努力をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。もう答弁は要りませんので、そこはお願いします。

それと、もう1つ、畜産の関係なんですけ

れども、確かに子牛の生産が追いついてないという部分がよくわかります。今農家の希望によってどちらでもという話で伺いましたので、少し安心しましたけれども、熊本の畜産の特徴的な部分というのは、特産牛は確かにあか牛ですよ。特産牛はあか牛ですけども、経済性をもって今取り組んでいる若手の、元気があって若手がやっているのはどれかという、大体黒が多いです。

それは、うちは大畜産地帯ですから、菊池は、わかります。それはもう今おっしゃったとおり、全然枝肉の市場が全く違うわけですね。比較にならないというような——要するに、経済的な競争力があるというのが黒牛ですから。

今まで、熊本の畜産の、特に肉牛対策で一生懸命やられるときは、あか牛、あか牛言うてずっとあか牛ばかりやってきて、熊本ではあか牛しかおらぬわけじゃないですよ。逆に保有頭数からいけば黒牛の方が追い越している状況ですから、そこにきちっと気を配った政策を——あか牛をやるなど言っているんじゃないですよ。あか牛、きちっとやっていますから黒は知りませんということじゃなくて、黒牛に対してのきちっとした対策もやってもらいたいということ——特にあかは、県外から導入するといったって、県外にはないわけですから、ほとんど。たしか説明の中であったですよ、子牛を県外から導入しているところがほとんどでという。それはあかじゃないですよ。黒のことでしょう。あかは、県外からほとんど来てないでしょう、余り。ほぼゼロに近いというふうに、おらぬわけですが。

そこで、ぜひそういうことで黒とあかのバランスをしっかりと考えてやってもらわぬと、あかに特化したやつじゃないということを書いて少し安心しました。

もう1つお願いしたいのは、同じように子

牛の生産の中で——これはもう酪農は田代先生が専門家ですけれども、酪農の経産牛に子牛を産ませるといふことで、腹があいてるといふといかぬですけれども、常にやっぱりお腹で子牛を育てて産ませなきゃいけないといふことですけれども、その辺の産み分けがですね。技術的には確立、ほぼ確立しつつあって、既に農研センターではやってらっしゃるといふこと——雄雌の産み分けですね、種の。それができていると思いますけれども、今非常に畜産も酪農家もきつい状況ですよ。それはもう乳価は何十年ぶりか何円かこの間ちょっと上がった……（「3円」と呼ぶ者あり）3円だったですかね。3円上がった。何十年ぶりですよ、これは。しかも、それはもうさっきから話があっているように飼料高騰ですよ。もう全く踏んだりけつりの状況であります。

彼らが総合的な経営を考えるときに、それは乳を生産することが主でありますけれども、お腹をどううまく使うか、経産牛のお腹をどううまく使うか、今は黒牛だってどれだっていいわけですから、F1もありますし、そういうやっぱり総合的な経営をびしっとやっていたかということに視点を持っていかないと、なかなか厳しくなると思うんです。

そこで、一番大きく期待されているのが、要は何というんですか、種ですね。雄の種、雌の種とわかってちゃんと計画的につけていくという。何とか性別繁殖かなんか言いよくなったと思いますばってん、それがどこまで今普及しているのか、それについてお尋ねいたします。

○高野畜産課長 前川先生の質問でございますけれども、今県酪連の方も一応その中に取り組んではいらっしゃるんですよ。ですけれども、一応自分のところの分はやってますけれども、一番今大がかりにやっているのは家畜改良事業団、あちらの方がSort90といいまして…

…。

○前川収委員 Sort90、あれは何というのと、正式名称は。

○高野畜産課長 90%は雌の確立、実際は94~95%あるみたいですが、この精液をつければ90%は雌が産まれますみたいな保証をつけて今出している部分でございますけれども、とにかく今酪農家が厳しくて、できたら雌の方を、後継牛を残すような牛には、そういった雌の産まれる確立の高いものを受精させようということ、現在熊本県が全国でも一番この精液を今使っているような状況でございます、たしか400~500本ぐらいは熊本が今使っているような状況だと思います。

それで、一応県酪さんの方もそういった事業に今取り組んでおりますので、農研センターと一緒にしながら、とにかく事業の推進、こういったものを図っていきたくておるような状況です。

○前川収委員 子牛が足りないから要はふやしましょうという話と同じなんです、結局は。子牛をつくるための牛が、酪農の経産牛が要るわけですから、そこはうまく使えば、この予算と同じような感覚で私は使っていけると思いますので、ぜひその普及については、今後一層力を入れて、酪農家の皆さん方——それから子牛生産ができれば、その分肥育農家も助かるわけですから、酪農は繁殖と一緒にやるというぐらいの感覚でやっていっても——十分今までもそうなっているわけですからやっていけるといふので、その辺の普及についてよろしくお尋ねいたします。

以上です。

○高野畜産課長 わかりました。

○岩中伸司委員 これは、説明資料の主要事

業の新規事業の分で47ページですね。園芸生産・流通課ですけれども、ここをちょっとお尋ねしますが、県産農林水産物の輸出促進事業の目的の中で、この説明書きでは、農林水産物の輸出環境が大きく変化する中で、県としては、輸出に対しては条件がやっぱりよくなっていくということで積極的にこの事業を進めて県の特性ある産物を特に富裕層あたりに広げていこうということでの事業ですが、裏を返せばこの輸出環境が大きく変化するという。逆に輸入環境は、これとは相対する——どういう形になりますか。

この事業はちょっと違うので、質問の趣旨が違つかもしれませんが、輸出をする環境がよくなるということは、逆に言えば輸入をするということに——非常に今私は、いわゆる自給率の問題なんかは非常に興味を持っているんですけれども、その辺でちょっと、輸出環境が大きく変化するという中身は、逆に輸入の関係との関連……。

○大田黒園芸生産・流通課長 園芸関係だけ申し上げますれば、野菜関係は、もともと関税が3%、5%ということで低うございますので、大きく変わっている状況だというふうに、輸入という部分が大きく変わっているという状況ではございません。

ミカンにつきましても、オレンジ輸入自由化ということで平成2年から自由化されていますが、季節関税ということで、ここは夏場は17%ぐらい、熊本がというか、日本の出荷時期に当たる冬場は25%ぐらいということで、そこがWTO等々の問題は絡んできますけれども、今のところ安定した状態であるというふうに思っておりますので、輸入環境が現時点で園芸関係につきまして大きく変わるという状況にはないというふうに思っております。

輸出関係につきましては、先生御案内のとおり、やっぱり相当、香港ですとか台湾とか

富裕層がふえてきているという状況がありますので、高いものを買っていただけるという状況はあるというふうに思っております。

以上です。

○岩中伸司委員 私は、WTO関係から貿易関係で、やっぱり日本の場合、特に産業、機械、自動車や電気機器のメーカーはどんどん輸出をしてもうかつとという一面で、私は農業が一番犠牲になつとるなと思うんです。農水省ですら、資料の中では、例えばオーストラリアとの貿易関係も、自由に取っ払って自由になれば自給率は12%ぐらいに落ちると、国でもそんな試算をしとるんですよ。

ですから、そういう意味では、輸出の問題と同時に、輸入のやつのとらえ方は、やっぱりきちんと規制をするという大前提でいかないと、なかなか我々が輸出だけのことでこの農産物を考えとったら大変なことになるなというふうに思うんですよ。自給率を上げていく努力をいろいろそれぞれの部署でされているんですが、私は、根本的なところはそういう関税の問題じゃないかなと思うんですね。

ですから、これは県ではどうにもできない問題かもしれませんが、県の農林水産部としても、国にきちんとその辺は機会あるごとに訴えていってほしいというふうに思っているところです。ですから、この輸出問題に絡めて、ちょっと輸入の問題についてもきちっと規制をしていくようなことにせぬとかぬというふうに思いますので。私の要望です。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○福島和敏委員 きのうの環境特別委員会でも申し上げたんですが、私はずっと有八の委員会で——こうしてみると、一緒に随分いろいろ協議をした人たちもいらっしゃるわけですから、要するに私たちは、有明海と八

代海を豊穰の海にしようということでみんな頑張ってきた。相当金もかかるだろう、費用的にも相当かかるだろうと、皆さん既にわかっておられると思いますね。

それが、6月4日に、知事から、いきなり荒瀬ダムを外すという話がありましたよね。私は、特に球磨川の下流域に住んでおりますから、いかに荒瀬ダムを含めた球磨川の清流がこの八代海を豊穰の海にするんだというのを身をもって体験をしておりますし、22年の3月31日を楽しみにしていたのは私だけではないと思います。もうそれが急に——部長いらっしゃいますけれども、総務部長にも、村田部長にも、ましてやこの廣田部長にも、全然相談もなく、いきなりああいうことが発表された。しかも、財政的なことばかりが、一般質問や代表質問にも知事の答弁で出てきた。

しかし、皆さんよくおわかりだと思いますけれども、この川がいかに環境悪化の原因になっているかということが一番皆さん御存じだろうと。特に、直接関係があります漁民の皆さん方が、今大漁旗を持ってこの県庁にも押しかけられました、おととい。そしてまた、漁民の代表の方が、議長のところにも何とかしてくれと来ておられますね。この豊穰の海を、八代海を再生するために、この荒瀬ダムの役割、清流球磨川の役割というのは、物すごく大きな——これが幾らメリットが金銭的にあるのかといたらそれは別にして、皆さん方心の中に多分強く持っておられると私は信じています。

それを皆さん方が、部長を初め、知事の唐突もないこの発表に対して、何の行動も起こさない、発言もされないというのはおかしいと私は思っているんですよ。財政のことばかりという話にはなっていますけれども、皆さん方に一人一人聞くわけにはいきませんので、ぜひ廣田部長に代表して、今私が言いましたことについてのお気持ちを聞きたい

と思います。

○松田三郎委員長 後でその後も用意しておりますが、この説明した範囲では、どっか——後でよかですか。後でまた答弁を用意してってください。申しわけございません。まず限らせていただいて、その後、その他に移らせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○高木健次委員 44ページですけれども、新需給システム推進事業ですけれども、主食用以外に活用される稲の実験実証試験等を行い、主食用米稲の生産の確立、定着を図るということで6,800万、新規事業ですかね、予定をしておりますけれども、これは耕作放棄地等対策あるいは飼料高騰あたりに対する対策だと思うんですけれども、この非主食用米、飼料用としてつくって、コストは安くできると思うんですよね、主食じゃありませんから。ただ、余り安過ぎ——自分ところの自給自足だったらそれでいいと思うんですけれども、うちあたりの酪農家、畜産業者あたりも、その辺ではトウモロコシ等の飼料等をつくっておりますから、ある程度は足りていると思うんですよね。だから、足りているところは耕作はしないと思うんですけれども、なかなか、よそに出すというか、そういう分では、やっぱりコストがある程度高くないと、つくった飼料が高くないと売れないと思うんですよね。

だから、その辺の兼ね合いというのが非常に問題があるんじゃないかなと。耕作放棄地対策としてやっても、高く出せないということであれば普及にもつながらぬだろうという感じがするんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○麻生農産課長 今お尋ねの新需給システムの6,895万円のうち、今お尋ねになった44ペ

ージでございますけれども、(4)の非主食用米の実証モデル事業につきましては、予算額で1,100万円ということで、県下各地11カ所に多収穫米を中心とした稲の実証実験圃を設けておまして、お尋ねの件のホールクロップサイレージ等のものが4件、それから飼料米につきましては6件ですか、それから加工用米ということで、稲に限らず今後非主食用米を広くおっしゃったように転作として、今4割転作してございますので、休耕田も含めて使って行って自給率を高めるというねらいでございます。

お尋ねの件のコストにつきましては、一応全農価格あたりで30円ということでございまして、一般のお米が今値段が下がっておりますけれども220円ということでございますので、依然として7倍程度のコストの開きがあるということでございます。

既存の事業で申しますと、産地づくり交付金という転作の交付金がございましてけれども、これを乗せてもなかなか——稲作のコストが統計上今7万4,000円ぐらいだったかと思っておりますけれども、30円ですのではなかなか、それでもコストに見合うだけのものがないということがやはり一つの大きな問題でございまして、今回の場合は、コスト的なものはちょっと抜きにしまして、実際に例えばどのくらい牛とか家畜にやって食べるかとか、それからあと、流通の場合一般の米とまじるといけませんので、流通上の問題がどうかとか、そういう技術的な——それから低コスト技術をどうするかという、そういう技術的な面に絞って検討をいたしておるところでございます。

○高木健次委員 大体モデル的な取り組みということもあると思っておりますけれども、加えて、耕作放棄地というのは、やっぱり担い手といえますか、つくる人がいないからやっぱりふえとるわけですね、放棄地が。だから、せ

っかくこういう事業をやられても、つくる人がいないような状況での普及というのは、また厳しいところもあるんじゃないかなという感じがいたします。

その辺のところを含めて、バイオエタノールですか、ちょっとこの稲関係でそっちの方にもこれもできるんじゃないかなと。トウモロコシとかじゃなくてですよ、そっちの方のバイオエタノール関係の非主食用米ですか、この辺の転換というのは、まだそこまで考えてないということですかね。

○麻生農産課長 今回の中では、先ほど御説明しましたように、バイオエタノール関係の実証圃はございません。ちなみに、バイオエタノールについては、先生方御存じのように、日本では新潟県と北海道で実証的にやられておりますけれども、これも先ほど言いましたように、生産者側からすると、買い上げ価格の実例としてキロ20円というようなことでしておりますので、やはり先ほど申したと同じような生産者がやはり喜んでくれるような価格制度、それから低コスト技術、それから専用の稲というようなものが今後検討課題として上がってくることだと思います。ただ、内容的には、非常にリサイクル社会をつくるという意味ではいい取り組みだというふうには考えていますけれども、課題もあわせて多いかというふうに思っています。

○高木健次委員 いろいろ説明がありましたが、よくわかりましたけれども、農家が米をつくれなくて、減反してつけれなくて、米のかわりにこの非主食用の米を、稲をつくれるかということ、またその辺もいろいろあるんじゃないかなという感じがしますけれども、一生懸命取り組んでやってみてください。

以上です。

○前川収委員 今課長の御答弁でいくと、私

の代表質問では知事は検討するとおっしゃったみたいですよ、バイオエタノールについては、今後。検討課題があるだけであって、検討はせぬと。これは部長、おたくのそれは不一致ばいた、質問の答弁と。

○松田三郎委員長 前川委員の代表質問のときの知事答弁と今のバイオエタノールに関して……。

○前川収委員 麦とか菜種とか、あがんとも含めて検討すると言いなったでしょう。

○麻生農産課長 現実には、検討という中身に付きましても、実際に私どもも先進地の事例調査等もやっておりますので、そういう意味では検討してまいりたいというふうに考えております。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○福島和敏委員 これは何というのかな、76ページ、森林整備課。

私、勉強不足ですね。水とみどりの森づくり税というのがよくわからないんだけど、これ熊本県に入ってどのくらいたっているのかとか、この予算の中のどこにその税が、収入が入っているのか。簡単でいいですから、ちょっと教えていただきたい。

○伊藤農林水産政策課長 主要事業及び新規事業の方の資料の11ページをお願いいたします。主要事業及び新規事業の資料の11ページでございます。

そこに水とみどりの森づくり基金積立事業ということで書いております。これは目的のところに書いてございますように税を積み立てる事業でございますが、平成17年度から基金事業で積み立てて、それを森林の整備事業等に活用していくという事業でございますし

て、税収見込みのところに書いてございますけれども、大体平成20年度で4億5,600万円ほどの税収を見込み、それを関連事業ということで5億3,200万円、大体パーパーというか、若干取り崩しておりますが、そういうことで事業をしております。

なお、税といたしましては、個人に対して1人当たり500円、それから企業あたりは算式がございますけれども、そういう形で徴収しながら役立てていっているという事業でございます。

○福島和敏委員 4億5,000万円ぐらいの……。

○伊藤農林水産政策課長 はい。税収見込みで書いてございますように、平成20年度は大体4億5,000万円、税収見込みのところに書いてございますように、徴収手数料等も含んでおりますけれども……（「除くて」と呼ぶ者あり）済みません。除いて4億5,000万円ということで、プラスもう少し税収としてはあるということでございます。

○岩中伸司委員 関連でいいですか。

今の表ですね、11ページの。平成21年度までは書いてあるんですが、22年度以降のこの数字のがたっと落ちているのは、これはどういう意味ですかね。5年間の分のやつが6,687万2,000円となっているんですね。これは条例が5年で終わりだったですかね。

○伊藤農林水産政策課長 一応5年をめどに見直すということになっておりますので……

（「見直しな」と呼ぶ者あり）はい。ということでございますので、また来年に向けてあり方も検討していきたいと思っております。

○岩中伸司委員 私は、これは反対討論した

けん思い出したつですよ。この税制はやっばり絶対いかぬと。事業は賛成するとですよ、私は、個々のそれぞれやらなん事業は。その財源がみどりの税というのが問題と。県民1世帯から500円ずつですか、企業も1,000円から4万円ぐらいまでの幅で取っていくという。これで4億5,000万円ぐらいを積み立て、ずっとですよ。こういうやり方をしたら、とてつもない——ほかにもいっぱいあつですよ。

確かに、森林、森を守るという意味では私は大賛成ですよ、その趣旨は。ただ、それを税金でみんなから集めていくということに——私はそのときも、緑の羽根もどっちかというところを大事にするということで、これは大体毎年7,000万円ぐらいは集まりよつたでしょう、寄附で。

だから、そういうのはちゃんと任意でやるわけですから、それは問題なからうばつてん、こういう、ある意味では強制した税制の問題についてはやっぱり問題があると。今度のやつも、あっちこちに水とみどりの森づくり税からの事業と書いてあるもんだけん、私も聞こうかなとは思ひよつたけど、ちょうどよか機会でした。

ですから、財源については、もう本当反対。ただ、この政策についてはやらないかぬと。ほんに私も矛盾で言ひよるばつてん、そんな思ひです。もっと違うところから財源持つてこないかぬ。

○松田三郎委員長 意見としてでございませうか。

ほかにございませうか。

○浦田祐三子委員 54ページをお願いしませう。

新規事業のことで、この新しい技術を導入することによってコスト削減ができるというあれだと思ひますけれども、大体今の段階

で幾らぐらいの削減が見込まれているかを教えていただけますか。

○大田黒園芸生産・流通課長 まだここで御提案いたしてあります電気式暖房機につきましては、ことしの冬に、1月でございませうが、農業大学校の方で160平米という。まさに一般にある農家レベルのものからいきますと、10分の1程度の実験レベルで、予備試験といひますか、をいたしてあります。

その結果、重油だけをたいたものと電気暖房機を夜間暖房——深夜電力が安うございませうので、夜間にその電気式暖房機を使うという形で比較をしますと、データとしては53%カットできたと。ただ、実験室レベルでございませうので、これを農家レベルの2,000平米ぐらいのものに移してやっていってどうだというところをきっちり試験をしていきたいというふうと思ひてあります。

○浦田祐三子委員 今度機械を導入するに当たつて、大体幾らぐらいのお金がかかるんですか。

○大田黒園芸生産・流通課長 メーカーでは、今のところ80万ぐらいのところ、1台でございませうが、2反でいきますと、2台ほどは要するというふうに、エネルギー量からいきますと。

○浦田祐三子委員 昨日も、私の地元のミカン農家の方とお話をしてたんですけれども、もうハウスの方はやめると言われてました。しっかり頑張つていらつしゃるんですけれども、ぜひその農家の皆さんの意をまた酌んでいただいて、これからもしっかり御尽力いただきますようお願いしませう。

○松田三郎委員長 ほかにございませうか。

○高木健次委員 済みません、もう1つお願いします。

27ページですけれども、新規就農者支援対策事業で、県立農業大学校にちょっと行ったときに、あそこもたしか何カ月かの生徒以外に研修をやっていると思うんですよね。非常に人気があって希望者が多いということで、これは大学校に限らず県立高校——これJAでも対応しているということですが、高校あたりでもこの辺の研修生あたりを入れて、地域の人たち、農家とまではいかぬでも、菜園をつくったり、そういう土に親しんだりというような方の研修等をやれないものだろうかということで、その辺の高校——そういう農業施設関係のこの辺の取り組みと、先日の新聞に、人気を集める市民農園ということで、非常に小区画の農園を——やっぱりこの中にも、私と同期ぐらいで、団塊の世代といいますかね、職員をやめたら土に親しもうという方がたくさんおられると思うんですよね。

だから、その市民農園あたりを、やっぱり各県下至るところに普及させるというか。ドイツでは、この市民農園の感覚でつくった作物で戦時中生き延びたといいますか、そういうことと、非常に食糧自給率につながるんじゃないかなと。子供の人格形成やら多くの効用が指摘をされた。食糧危機も取りざたされた昨今、改めて注目すべき——一つの農作物をつくって自給率を上げようというような取り組みに非常に貢献すると思うんですよね。

ですから、その辺の取り組みを、県の方に——各市町村を通じたり、あるいは農業関係者、団体を含めての推奨といいますか、その辺の事業にも取り組まれたら今後どうかなという感じがいたしますけれども、その辺の所見をちょっとお伺いします。

○倉永農業経営課長 確かに、農業大学校につきましては、新規就農者のUターンですと

か、あるいはほかからの転職みたいな形で来られるとか、そういう形の部分で実践コースと基礎コースということで今コースを設けてやっておりますけれども、確かに農業——いわゆる高校との関係の部分では、今農業大学校の方でも、その辺のいろんな連携みたいな部分で何かうまく取り組んでいけないかなということで、学園祭的な分を開いたりとか、あとはいろんな形でまた情報交換をいろいろ進めていくような感じで動いていますので、その辺の部分は、また農大の方ともいろいろと相談をして取り組んでいきたいと思えます。

市民農園につきましては、実際もうかなり県内に市民農園で動いているところはありませんので、ちょっとデータが今手元にないものですからあれなんですけれども、またいろいろとそういった形の部分で動いていく面も出てくると思いますし、耕作放棄地のいろんな活用の関係とか、いろいろな形の部分でも、またそういった部分で動いていけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、またいろいろ取り組んでいきたいとは思っております。

○高木健次委員 市民農園は、大体自治体ですかね。市町村単位での取り組みが多いと思うんですよね。ただ、やっぱり県あたりもその辺を推奨したりした方がかなり今後の普及につながるんじゃないかなと思っていますから、市町村を通じてその辺の普及活動にも力を入れていただきたいというふうに思います。

以上です、委員長。

○岩中伸司委員 関連で。

先ほどちょっと触れた自給率で、全国的な問題は別として、熊本県の場合も、たしか100%じゃなくて、60%を切って58%ぐらいというふうに資料には書いてあったんですけれ

ども、この熊本独自に——やっぱり熊本は農業県と言われるけんですね、やっぱり100%以上になるような、そんな政策というのを県下に広げていかないかぬというふうに思うとばってんですね。その辺の認識というか、考え方はどがんですかね。

○伊藤農林水産政策課長 確かに、自給率につきましては、カロリーベースでは58%だったと思いますけれども、九州各県でも中位ぐらいでございます。しかしながら、本県の特徴といたしましては、施設園芸でございます。カロリーは低いけれども稼げる農業という形が特色でございますので、一方ではそれを進めるとともに、やはり食糧の基本であります米、麦、大豆とか、そういったカロリーの高いものでございますが、そこも高めていく必要はあるとは思っておりますので、耕作放棄地対策の中でも、そのあたりも取り組みながら進めていきたいと思っております。

○岩中伸司委員 確かに、稼げる品物ができて、熊本県としては農業の生産高というのは高いというふうに思うんですが、やっぱり基本的にはそういう自給率のカロリーベースというのは土台になっていかないかぬというふうに思いますので。余りもうかることばかり考えると世の中間違うてくるとですよ。今日本が間違うとつとはそこですもんね。いかにもうけを上げようかということだけで走ってるけんですね、人類滅亡するところの寸前になつとつとですよ。やっぱりそこら辺ちゃんと考えていかんといかぬと思うですね。

私の地元でも、これは水産関係でいくとまたちょっと道がそれるばってん、さっきの八代の問題じゃなくて、有明海でいけば、やっぱり漁獲量もずっとかなり下がつとつという話ですよ。ここ10年、20年ぐらいで半分以下になつとつとじゃなかろうかと思うんですね。

そういう、やっぱり原因調査——いろいろさっき説明していただいた、クルマエビでも900万尾ですか、稚魚を放流されたり、いろんな努力をされとつても、やっぱり漁獲量というのはぐつと下がってきておるといことですけん。私は、このことでも、諫早湾を早う開門調査せろとか言いよるばってんですね。自然環境を壊していっとるといのは、人間のやったことがかなり多かと思うとですよ。

ですから、そういう、八代海は有明海よりか若干漁獲量はよかですもんね。余りカーブが下がつとらぬばってんが、ここもまだ下がりよるですね。ですから、やっぱり自給率にしろ、そういう漁獲量にしても、やっぱりもっと根本的なところを考えながら——その対策はいろいろ打たれとるですよ。さっきも、これも質問しようかなと思ひよつたつばってん、何か魚を育てるとい意味で、どこだったかな——魚のすみかづくり事業といつて4億8,000万か、これは平成6年からこの事業は続いとつとですよ。この辺は、どんな成果が出とつとかどうか。ただ海の中投げ込みよるだけかなというようにことを思うばってんが、その辺はちょっとわかつとれば答えていただきたいと思ひますが……（「そっちの方に回つてきとる」と呼ぶ者あり）ちょっと違うところに行つたばってんが……。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場でございますけれども、事業を実施いたしました後、漁協の方に調査の依頼をやっております。ちょっと資料を手元に持ってきてないもんですからはっきり申しませんが、一応確認のために調査はやっております。

○岩中伸司委員 太かもんだけんですね、これ。

○松田三郎委員長 これは調査した結果、岩

中委員には、成果が上がっているならばきちんと説明をしといてください。

○久保田漁港漁場整備課長 後ほどまた説明いたします。

○田代国広委員 林業関係でちょっとお尋ねいたします。

85ページと思いますが、依然として林業の木材価格が低迷して大変林業経営が厳しいんですけれども、そういう中で、県が県産材の需要拡大と申しますか、振興と申しましょうか、そういったねらいで新築されるところに木材を無料で何十本か柱をやる制度があるわけですね。

私はそれを知らなかったんですけれども、たまたまうちの近くで家の新築がありまして、うちの親戚に当たるわけなんですけれども、これはなかなかいつまでもひいれせぬなと思いつたところが、もうなおとつたんですけれども、のぼりが立って、あいた何かあるばいなと思っていたら、もしかしたら住宅展示ですか、それだろうと思って行ったら、県の方がおいでになって展示をやってたんですよ。私も一応県会議員ですもんですから、知らないかぬと思って——ここには多分来とらぬでしょうね。若かったけん、彼は。名前も忘れたですけれども。

そこで、その県の職員から聞いたんです、そういった事業があるんだということで。この家もそういった木を活用してできた家ですということで、その展示をされてたわけなんですけれども、非常にいい制度だなと思いましたが、予算も余り多くはないそうですが、その需要の実態が1つと、もう一つは、いわゆる県有林ですね。多分広大な面積があると思いますが、県有林の面積と過去に——昨年でもいいんですけれども、県有林の財産収入、いわゆる木を伐採して財産収入になっているのがあっていのかどうかについてお知らせ

願いたいと思います。

○下林林業振興課長 今先生お話ありましたのは、85ページの表の事業内容のくまもと森林を育む木の住まいづくり推進事業ということで、平成15年から、新築の住宅に乾燥の杉柱材を90本プレゼントするという事業をずっと続けてまいりました。

今までの実績ですけれども、730戸分の提供をしておりますが、応募総数は1.6倍の1,100戸ほどあった中で、抽選で提供してその乾燥木材のよさをPRしているということで、その後、フォローアップとしまして、提供した材でつくられた住宅につきまして見学会を催しまして、県産材の乾燥した品質のいい材でできた家を見ていただきまして、2日間で300名ほどの参加があるというようなことで、この県産木材のよさを知っていただいて、県産材の需要拡大につなげるということでは大きな貢献をする事業だと考えておるところでございます。

○田代国広委員 1.6倍の応募があるということは、また需要があるということですね。そうしますと、平成15年からですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その間の予算措置の変化と申しますか、いわゆる需要があるならば予算が増額してきたのか、15年から今日にかけて。あるいは、財政は厳しいんですけれども、そういった需要がある、しかも、木材産業は非常に材木価格が低迷しておるということで、その事業の拡大ですね、需要があるわけですから。そういったことは考えておられますか。

○下林林業振興課長 当初スタートしましたときには、新築住宅への柱の90本プレゼントということでスタートしたんですが、今の住宅事情から考えますと、新築だけじゃなくて、戸建て住宅のリフォームというのが今ふえて

きております。そのリフォームをされる方にも、県産材を提供するという事業を20年度、今年度から拡充させていただくということで、この補正予算要求もさせていただいたところでございます。

○田代国広委員 ということは、前年より予算がことしはふえているということですか。

○下林林業振興課長 昨年度と比べまして、済みません、ちょっと——昨年度よりもふえております。

○田代国広委員 頑張ってください。

○下林林業振興課長 ありがとうございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

先ほど県有林の面積と収入の関係のお尋ねがございました。面積でいきますと、1万1,500ヘクタールほどでございます。県内の森林面積46万ヘクタール、民有林ですと40万ヘクタール、そのうちの40万のうちの1万1,500ヘクタールが県有林であるということでございます。

資源的には徐々に、何といたしますか、充実はしつつあるんですけども、一時期相当伐採した時期に植えた木がやっと40年、50年になりつつあるということで、木材収入的には18年度が1億3,000万円ほどでございました。19年度は、これは決算が終わってないので見込みですけども、1億8,700万円ほどでございまして、若干上がってきているという状況です。

以上でございます。

○田代国広委員 11万5,000ヘクタールというのは、これは原野は別ですか。原野は入っ

てない。

○織田森林整備課長 原野は入れてないです。森林だけです。

○田代国広委員 わかりました。

○松田三郎委員長 済みません。私から1つ要望といたしますか、要望的な質問といたしますか。

先ほど、田代委員も、そして前川委員も、ちょっと質問なさいました例の燃油、飼料の高騰に対しての対策についてですけれども、どれぐらい前でしたか、自民党の部会でも、この前関係課、総室に来ていただいているいろいろ議論をしたところであります。その後、6月に追加対策が出ておりますので、多少状況も変わっておりますが、非常に特に酪農なんかは、それぞれの先生、地元でいろいろ要望を受けたり、あるいは批判されたりといたしますか、とにかく苦しいんだという実情をそれぞれお伺いになっているわけでございます。

本音を申し上げますと、例えば、幾ら低利であっても、こういうきついときに融資ということは当然返さないかぬということで、なかなか、きつい方の一番きつい部分にきちっと効果的に手が伸ばせているのかなど。

もちろん、補助のスキームとか性質からいくと、直接的に補助をする、直接お金を渡すというのが限られたケースしかできないという制度になっているというのはもちろんわかりますが、熊本県は、可能ならば独自に——ちょっとふえておりますけれども、直接何かきつさを和らげるといいますか、金目の話になろうかと思いますが、そういったことを団体支援総室、政策課、畜産課においては、そういうところが一番農家が欲しているところじゃないかなというのを部会のときもちょっと申し上げましたし、それに、今の段階で県で精いっぱいのことを今の段階では予算化し

ていただいているんだと思いますが、前川委員おっしゃったように、今回でもし足りないのであれば、補正をまた組むとか、それぐらいの——少なくとも一日一日、これは何カ月単位じゃなくて、一日一日の単位で非常に苦しい状況でありますので、もう一度もっとより効果的な政策はないだろうかというのを、これで終わりではなくて、不断に努力をしていただいで検討していただければと思います。

関連して、これはレクのときちょっと申し上げましたが、県議会が知事選の関係で今回は補正となっておりますので、今回、厳密に言うと最終日、30日に予算が成立したとして、市町村はほとんどやっぱり議会が終わっているところが多い、その時点では。ということは、県まではちゃんと予算化しましたと言っても、実際の市町村は、予算が執行するには、定例でいくなら9月議会まで——中には、もちろん臨時議会等開いて市町村の予算を組んでいただくと、これももちろんあるかと思いますが、その辺もそれぞれ担当課、総室にはお願いしたように、農家がそこまで来ととばってん、自分の市町村はまだ議会がなくて予算化していないという状況も考えられますので、市町村とあるいは団体とよく協議をしていただいで、できるだけ一日でも早く農家の方の役に立つような——せっかくいい制度なり対策をとっても、それが行政とか議会のルール上、一日二日ですぐいかぬというのはもちろんわかっておりますが、困ってらっしゃる農家の方には、なかなかる説明しても説得力がないと思いますので、一日でも早く農家の方に行き渡るというような努力を県の方からも働きかけていただければと、要望を申し上げたいと思いますが、何かそれぞれありましたら、担当課、室から……。

○河野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

先ほどから低利融資の御説明をさせていただいておりますが、今委員長お話しのとおり、これから市町村の予算対応が始まりますので、内容についてはそれぞれ事情がございますが、今委員長がおっしゃったとおりの状況でございます。

我々も、できるだけいろんな予算制度の中で知恵を出していただいで、早期に対応いただけるよう努力をするわけなんですけど、どうしても行政の制度で県と市町村のタイムラグが出てきた場合の今県として考えている一つとしましては、県が要綱をつくった意向はある程度貸付の対象にするような形で市町村にこれから協議をして、タイムラグは行政の都合でございますので、その辺は対象とするような救済策を今考えておりますが、その辺でまた市町村と協議をしてまいりたいと思っております。

○伊藤農林水産政策課長 燃油対策につきましては、平成18年に部内の連絡会議を設置いたしまして、農家の状況把握とか、価格の上昇の把握とか、今いろいろやっております。また、振興局ごとに相談窓口も設置して、それから省エネ技術等の技術情報あたりも生産者の方々に提供しているところでございます。さらには、国への要望活動も、ことしの3月に行ったところでございます。

確かに、原油価格高騰、それから最近では肥料までということで非常に厳しい状況、それからいつまで続くのかというのは全くわかっておりません。

国の方も、新たな動きがまた若干出ておりますが、なかなか直接農家の方々にというような対策ではないような感じもいたします。なかなか効果的な直接というのが難しい状況ではございますが、今後とも、農家の状況の把握、それから国の動き等も注視しながら緊張感を持って取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松田三郎委員長 済みません。畜産課長、いただいたA3かな、これの一番上の酪農のところは、これ斜体下線部は6月追加対策となっておりますが、1頭当たり2万5,500円以内を交付というのは、今度新しゅう出てきたんですかね。これは市町村、結局は市町村から——ちょっとその辺を説明していただけますか。

○高野畜産課長 ちょっと先生のところ、今畜産関係の対策が6月に打ち出されましたので、その概要をちょっと説明させていただきます。

一番下の配合飼料の仕組みの部分で、この前先生の方にも御説明いたしましたけれども、通常補てん、上の方が異常補てん、これの分については、国とメーカーがそれぞれ2分の1ずつ金を積み立てる基金でございます。それと、下の方は、これは飼料メーカーと畜産農家がトン当たり500円ずつを積み上げてしている部分でございますけれども、この通常補てんが現在のところ赤字になりまして、700億ぐらい今赤字の状態が続いております。

それで、今のところトウモロコシ価格も7月からまたかなり今上がっておりますし、ここがそのまましておけばパンクするというところで、今回6月12日の追加対策といたしましては、とにかくこのパンクするところの出す金を少なくするような部分、つまり今まで大体トン当たり1万円ぐらいの価格補てんが、今1万500円の価格補てんがあるんですけれども、多分この7月以降につきましては、えさは値上がりするけれども、補てん額がかなり——今のところまだはっきりしていませんけれども、2,000円から3,000円ぐらい少なくなるんじゃないか。それで、実質この補てん額が1万円なのが、大体はっきりはまだ今してませんけれども3,000円~4,000円少な

くなるということの対策が一番大きな部分です。

それで、ここの部分を充実させるために、全体で約700億ぐらいの追加対策がされたわけですけれども、異常補てんの部分に450億の金が今回補正予算で追加されております。

それで、当然農家の方が今回えさの部分の値段が上がりますので、それだけ費用がかさんでくるわけでございます。そういった部分で、上の方にありますように、一番上が酪農関係の対策でございますけれども、今までが1万6,500円やったのを、今回、当然配合飼料が値上がりするというところで、1頭当たり9,000円の分がプラスされるような格好になってきております。

それから、肉用牛におきましても、それぞれ経営安定の中の価格安定制度があるんですけれども、例えば黒牛でしたら、子牛の場合には大体30万5,000円まで下回ったら金が来るということの事業をやったんですけれども、今回それが31万円、5,000円上げて、それ以下になった場合に価格補てんをしようというみたいな格好で、これは肉用子牛、肥育牛、養豚、養鶏、それぞれの部分で、今よりも価格が下がった場合に出やすいような格好の変更がなっております。

そういう部分で、多分今回から配合飼料が値上げした場合には、農家負担が非常に出てくるわけですけれども、それを一方の価格安定制度の中で保障していきたい、そういったのが今回の主な追加対策の内容になってきております。

そういった部分で国の方も経営対策、それと下の方の飼料対策、それと生産性の向上対策、それと一番下の方に——とにかく今のままだったら末端価格を上げなければなかなか畜産農家は非常に厳しいということで、消費者への理解醸成活動、こういった対策を打っておりますので、県の方も大体それを補完するような格好で、先ほど主要事業の中で話し

ましたけれども、右の方に書いているような格好の事業を打っているような状況でございます。

○松田三郎委員長 はい、わかりました。

質問がないようでしたら、これで質疑を終了させていただきます。

○倉永農業経営課長 ちょっと前川委員の質問に対して、例の法人化の件なんです、生産組織として582と申しあげましたけれども、その中で水田経営所得安定対策に加入している地域営農組織の数は306ですね。582全部がということではありませんので、補足をさせていただきます。

○九谷弘一副委員長 ちょっと主要事業説明をしていただきまして、骨格予算、蒲島知事になってマニフェストに沿った形で肉づけをされて、期待に沿うように努力をされたというふうに思っております。

そこで、お伺いをいたしたいわけでありませぬ。

地域別の農業算出額を政策班の方に調べていただいておりますけれども、よく言葉に出てきます平成2年を基準点として比較をされたときに、平成2年が4,100億強、平成18年が2,980億強ということで、非常に1,100億以上に平成2年からの算出額が下がってきているというふうなことであります。

そういった中で、一番大きな要因は米であります。県平均で米の率が43%マイナス要因となっているということでもあります。だから、平成2年の作況指数が何ぼだったかわかりませんが、18年、17年、特に18年、作況指数は非常に悪かったと思っております。18年が85かな、作況指数で85ですか。国の平均が96ですから85、そういったことで目減りをしてきているのかなということと、それと、等級が温暖化によって米の品質が非常に低下

をして、荒代等々いろんな要因が出てきて、1等米が2等米、そういった方向に変わった中で、金額の算出額が下がってきたというふうにとれるのかどうかということでもあります。

その辺について、まずお答えをいただきますとともに、それと先般、熊日の方で、6月23日の新聞に、新品種導入が本格化というような形で三段抜きで発表されていたようであります。「くまさんの力」というのが農研センターの方で開発をされて奨励品種にされているという。それから、国の方で「にこまる」というんですか、をやると。これをJA球磨の方は先行的に着手をして、本年度からそれをやられるというような記事が載っていたようであります。

昨年も、いろいろテレビを見てみますと、熊本県だけに限らず、温暖化の影響で米の品質が新潟米よりも北海道米がよくなったというようなニュース放映をされていたようであります。

そういった中で、きょうは、今回から農研センターもこの中に入っていたようになっております。農研センターの役割というのは、多大なものがあると思っております。恐らく、米に限らず、いろんな作物に関しての期待を農研センターに寄せていると、私は認識をいたしております。

そういった中で、まず県としては、48%減になった理由はどのようにお考えになっているのか。それとともに、その48%減った分を——これは気象条件いろいろありましようけれども、どういった方向性でその辺を引き上げていこうというお考えをお持ちなのか。これは、転作率は、平成2年から平成18年になると率がまた上がったとなればまた話は別でありますけれども、率が一緒だとしたときに下がるとなれば、その辺対応すべき対策をどのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたい。

その後、農研センター久保所長がお見えでありますので、今「くまさんの力」ですか、以外にどういった奨励品種を目指して試験をされているのか、今後の見通しとして、どのぐらいかかった中でそういった品種の発表が可能であるのか、公表が可能なのか、その辺について教をいただきたいというふうに思っております。まず、その点からお願いします。

○松田三郎委員長 まず、第1点の方は麻生課長。

○麻生農産課長 全体についてはあれですけども、お米に関しましては、先生がおっしゃるように、平成2年が742億円あったものが現在400億円弱という形で減っております。ただ、御承知のように、18年度の400億円弱というのは、作況指数が85ということで非常に悪かった年でもございますので、その点減った分が全部あれじゃなくて作況が悪かった分というのが相当あるかと思えます。

もう1つ、作況、台風、日照不足等以外に、先生がおっしゃったように大きな要因としては、近年の温暖化現象といいますか、高温現象ということで、平成14年ごろから調べてみましても、平年比で1度から2度ぐらい、いわゆる9月1期の半期から4月の登熟期の時期の温度が上がっているということがございまして、一応そういう対策につきましては後で農研センターも述べるかと思えますけれども、技術的な対策として遅植え対策、それから肥培管理としては追肥の励行、それから登熟ができるような落水期を延ばすというようなこと、さらには、被害があっているのが、主に中生品種の「森のくまさん」と「ひのひかり」に集中していますので、これの対処性の作物の改良と、一部ですけれども、おくての作物等を導入して、いわゆる登熟期の時期に高温に遭わせないというような対策を現在

とっているところでございます。

○松田三郎委員長 今度は、2点目につきまして、久保農業研究センター所長。

○久保農業研究センター所長 農研センターでは、昨年度「くまさんの力」というものを発表いたしました。これは、農研センターの米の育種は、平成元年に農業研究センターが発足しましたときに初めて開始をいたしまして、ことしが農研センター20年目でございますが、その20年間の間に育てられてきた技術でたまたま発見されたものということでございます。

これまでは、御承知のとおり、熊本県のお米も、熊本県以外に売っていく割合が大変多うございますので、品質でよそに負けないものというものが大きなねらいでございました。しかし、昨今の状況から見てみますと、お米の価格も上がらない、やはりそれから見ますと、ある程度の収量を確保できる品種でないといけないというような状況にもなってきております。

先ほどの議論でも取り扱われましたように、えさとしての利用、あるいはバイオエタノールとしての利用につきましても、やはり安定して多収を達成できる米でないと不可能でございますので、現在の農研センターの育種目標の中には、おいしいことはもちろんでございまして、やはり目標として数字で800キログラム、反収800キログラムを目指して頑張ろうということで現在取り組んでおるところでございます。

ただ、育種の年限につきましては、最短でも10年、「森のくまさん」が15年、それから今度の「くまさんの力」も10年かかってやっと育成されたものでございますので、そう急々に目標が変わりまして可能になるわけではございません。

ただ、今まで、そういう育種という素材を

大切に育てながら改良に取り組んできておりますので、その中から絞り込む項目をもう一遍整理をさせております。そして、できるだけ早くそういった品種を提供したいものだというふうに考えております。

それから、あわせて、品種だけで収量は達成できるものではございませんで、それぞれの栽培する地域と合っているかどうかということがかなり大きなファクターを持ってまいります。

そういう点からいいますと、同じく米の育種をやっておりますのは、国あるいは独立行政法人と今はなっておりますが、そこがやはり大きな力を持っておりますので、国の力、育成をした品種、それから各県それぞれでやっておられる品種で、熊本県でも使用可能なもの等につきましては、逐次その品種をいただきまして、私どもで栽培試験をして、それが熊本に合うかどうかということもあわせて検討しておりますので、栽培技術とともに成果として出していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○九谷弘一副委員長 育種というのは大変だということはよく存じ上げております。どうぞひとつ気を長く持って頑張っていたきたいと思っております。

また、そこでもう1点、御質問いたしたいと思っております。

平成2年と平成18年を比較しますと、県平均で26%の減になっておるわけでありまして。だから、これを振興局ごとに仕分けをしていただきました。平均以下のところはどこどこあるのかと。これを、それぞれの地域の委員の先生方いらっしゃいますので、申し上げさせていただきます。

熊本が23%、これは平均よりもよろしいということです。我が足元の宇城は31%減であります。それから、玉名は11%であります。

それから、鹿本、38%であります。菊池、16%の減であります。それから、阿蘇、23%の減であります。上益城、27%、平均よりも若干上回っております。それから、八代、28%の減であります。それから、芦北、36%、球磨、28%であります。天草、35%であります。

そこで、大田黒課長にお伺いをします。

私も鹿本に勤務した経緯があります。この野菜が40%減という形で来ているわけがあります。この40%の減は、県庁としてどういった形でとらえて減になったのか。どのようにとらえていらっしゃるのか、お話をお聞かせいただきたいと思っております。

○大田黒園芸生産・流通課長 鹿本につきましては、スイカが最も大きな主要な作物だったろうというふうに思っておりますが、その減少がやっぱり重たいといえますか、高齢化等々の中で重たいということで、相当面積が減少してきているというふうに認識をいたしております。その影響が一番大きかったんだろうというふうに思っております。

八代方面等々では、トマト等がふえておりますので、そういうところの代替が少しスムーズには進まなかったのかなというふうに思っております。

以上です。

○九谷弘一副委員長 恐らく、それぞれ振興局ごとに要因の違った問題を抱えながら減になっておると、米は別としてなっておると思っております。やはりそれに合った施策を、それぞれの振興局にテーマを与えてやっていただくということをきめ細かな形でやっていかないと、なかなか蒲島マニュアルには沿っていけないんじゃないかという思いがしてならないわけでありまして。

どうぞひとつ、こういったデータに出していただいたわけでありまして、この辺のデータを振興局に流していただいて、今度はそ

れを各町村——今48になっていますから、18年だったら恐らく94市町村にまで仕分けができると思いますから、それを町村ごとに仕分けして、どこが一番穴をあけとるのか、やはりそこまで見出しながら、そこに手当てをやっていくような施策を打っていかざるを得ないんじゃないかというような思いがしてならないわけであります。県下一本、十把一からげでぼんと長網をかぶせるわけにはいかないような感じがします。

どうぞひとつ、そういったきめ細かな対策を、廣田農林水産部長には、ぜひ——新部長でありますから張り切っていらっしゃると思いますので、どうぞひとつ現場に行かれてつぶさに把握をされながら、そういった指導をしていただくようお願いをしておいていただきたいというふうに——特に県の平均を下回ったところには、やっぱり部長みずから行って、その辺の指揮をとっていただくようなことが必要じゃないかなという思いがしてならないわけであります。どうぞひとつよろしく願いいたします。

私どもも、委員長と今後相談しながら、こういった振興局を訪ねさせていただいて、私どもが側面的にどういったお手伝いができるのか、聞き取りをさせる機会も与えていただくことも、これは委員長と御相談した上で——今勝手に私が申し上げておりますので、どうなるかわかりませんが、そういったこともさせていただくことがあり得るかもしれませんので、申し添えさせておきます。

どうぞひとつ、非常に低いところから上に上がっていくわけですから、今一番底に下がっているときですから、廣田部長は非常にえらいときに来たのかなというふうに思いましたので、どうぞ頑張ってやっていただきたいなということを申し上げておきます。

以上でございます。

○松田三郎委員長 それでは、ただいまから、

本委員会に付託されました議案第1号と第9号について一括して採決したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号と第9号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号と第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、伊藤農林水産政策課長から順次御報告をお願いします。

○伊藤農林水産政策課長 報告でございます。資料の農林水産常任委員会報告資料をお願いいたします。

農林水産部における平成19年度の行財政改革の取り組みについてでございます。

要点のみだけ御報告をさせていただきたいと思います。

まず、1ページでございます。

取り組み事項、取り組み内容の欄がございしますが、まず、農業研究機関の見直しということでございます。

地域農研につきましては、普及部門との連携強化を図りながら、実証的研究を重点的に

推進しております。さらに、効率的な組織体制の整備について検討を実施したところでございます。

次に、食品加工研究所につきましては、平成19年4月に産業技術センターに再編、統合し、農産加工部として発足いたしました。

2ページをお願いいたします。

林業研究指導所の見直しでございます。

平成19年4月に、2つあった部門を統合し、企画指導部を設置しております。

それから、水産研究センターの見直しでございます。

平成19年4月に、養殖研究部の機能を強化しますとともに、内水面関係業務を本所に集約化し、内水面研究所を廃止しております。それから、調査船を1隻削減しております。

次に、業務の見直しでございますが、試験研究機関におきます外部評価制度でございますが、それぞれの研究所におきまして外部評価委員会による評価を行い、研究課題の重点化を実施いたしました。

それから、公共育成牧場の民営化でございますが、2つございます公共育成牧場については、平成20年度末をもって廃止する方針を決定しております。

次に、農林水産業の改良普及業務の見直しでございますが、3ページでございます。

普及業務につきましては、平成19年3月に決定いたしました見直しの方針等に基づきまして、普及指導計画における普及課題の重点化を実施しております。

さらに、水産業の普及業務については、各海域単位に集約化しておりますので、これまでの体制の中で取り組み課題の重点化を図っております。

次に、4ページでございます。

県出資団体等への県の関与のあり方でございます。

中ほどの表を見ていただきたいと思います。

平成19年までの実績でございます。

県費支出の削減といたしまして、3年累計で12.5億円を削減しております。県職員派遣数は5人を削減しているところでございます。

次の熊本県林業公社につきましては、先ほどの説明の中でもありまして、平成20年度中に林業公社のあり方について県の方針を決定することとしております。

それから、5ページでございます。

民間活力の活用でございますが、農大給食業務について、入札から提案公募型に20年度から変更しております。

それから、歳入構造の見直しでございますが、農大の授業料について、平成19年度から県立高校と同額程度の徴収を行いました。

それから、県有林間伐実施方法といたしましては、列状間伐を導入し、収入確保に取り組んでおります。

それから、基金の活用といたしまして、林業担い手育成基金を一部取り崩し、人材育成事業に活用しているところでございます。

以上でございます。

○麻生農産課長 農産課でございます。

第62回全国お茶まつり熊本大会という資料をおあけいただきたいと思っております。

御説明いたします。

趣旨につきましては、先ほど若干触れましたけれども、今回、全国お茶まつりは、茶の生産改善と消費の拡大を図り、茶業の発展に資することを目的に毎年開催しております。本県におきましては、平成5年以来の15年ぶりの開催となります。

特に、今回、お茶の消費拡大に力点を置いた大会となるよう、消費者との交流等を通して日本茶のよさを広くPRするとともに、熊本県産茶の情報発信に努めることとしております。

主催に関しては、そこのお手元にあります

ように、熊本県、それから県内外の茶業団体、県内の茶生産市町村、農協等、41団体でございます。現在、これらで構成する実行委員会で大会の準備を進めているところでございます。

大会の参加者につきましては、そこのお手元にありますように、大会式典、イベント等、全体の大会を通じて県内外から約延べ2万名の参加を予定しております。

開催内容、日時等につきましては、4番の表のとおりでございます。8月26日から29日に全国茶品評会、10月3日から5日にかけて、大会式典、茶消費イベントなど、多数の行事をグランメッセ熊本で開催することとしております。

以上でございます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

報告事項の3番目でございますが、国営川辺川土地改良事業の現状と今後の進め方について御報告いたします。

主に最近の情勢や今後の進め方を中心に簡潔に御報告いたしますので、御了承をお願いいたします。

まず、1ページの1、事業の主な経緯でございますが、これには事業の着手から利水訴訟に至る経緯と事前協議の開催について整理しております。

また、2の事前協議における議論の経緯には、事前協議において、農林水産省が示した川辺川ダム案と相良六藤堰案の2案で協議が進められたものの結論が得られずに新たに農水省新案が提示されまして、こうした経緯の中で——ちょっと飛びまして恐縮です。2ページ目の上の方になりますが、総合調整役の県としまして、平成18年4月に、長年水を待ち望む農家のために農水省新案に絞り込み、土地改良法に基づく農家の判断を仰ぐための所要の手續に入っていくと、整理した経緯を

まとめております。

そして、3の事前協議後の経緯と現状でございますが、県が農水省新案に整理した後に、当時の相良村長が国営利水事業への不参加を表明いたしました。そうしたことから、球磨で相良村を含む6市町村での事業推進を要望する他の5市町村との対立が深刻化していったということでございます。

その後、この資料でいきますと②から③の部分でございますけれども、利水事業関係6市町村長会議が持たれるなど、地元意見の一致に向けた努力がなされましたが、結果的に地元市町村の意見の一致が見られないということで、事業主体である国は、昨年末の平成20年度政府予算案におきまして本事業の予算計上を見送りました。そういったことで事業休止ということになったわけでございます。

なお、その際、農林水産大臣は、その後の記者会見で、地元合意ができた段階では事業再開は可能との見解を表明しております。

一方、資料の④の部分でございますが、相良村長の交代に伴いまして、本年4月2日には、全首長そろっての6市町村会議が約10カ月ぶりに開催されております。その中で、国営での早期事業再開に向け協議を進めることで合意しております。

しかしながら、相良村議会が新村長に反発するなど、関係市町村間の合意形成は依然として不透明な状況ということでございます。

こうした一連の経緯を踏まえまして、資料の3ページ目になりますが、今後の進め方について御説明いたします。

まず、現状認識といたしまして、事業主体の国には、引き続き責任を持って対応していただく必要がございます。県としても、その確実な対応を国に要請していくということでございます。

次に、今後の事業の方向性の検討や利水事業をめぐるさまざまな課題の解決を図るためには、関係市町村長の意見の一致が得られな

ければ何一つ解決できないという現実がございます。

そういったことから、まずは関係市町村におきまして、農家の意見や情報等を踏まえて、地元の合意形成に向けて十分協議調整がなされることが重要ということでございます。

こうした状況下におきまして、県といたしましては、水を必要とする農家の思いを念頭に置きながら、引き続き、国や市町村の動向等を見きわめて、関係市町村間の合意形成に向けて必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

川辺川利水事業関係の報告は以上でございます。

○松田三郎委員長 報告が終了いたしましたので、次のその他も含めまして質疑を受けたいと思いますが、福島先生、さっきの——もう準備できた。廣田農林水産部長から。

○廣田農林水産部長 これは、部長というよりも、廣田個人的な感想ということでございますでしょうか。

実は、ちょうど昨年の3月まで八代の振興局長をしております、ちょうどダム撤去が決まった後赴任したわけです。一番最初に話があったのが、土地改良区が来たあと？幾つかございますよね。共通的に、やはり荒瀬ダムは、かんがい時の水を貯留するような役割があって、それがなくなると非常に心配なんだというような声が非常にありまして、その上の瀬戸石ダム——これは電源開発のあれだったんですが、そこに行って落とす時間あたりを、そういった水のあれを配慮してほしいとか、増嵩とか、高さを上げてほしいとかいうような要望を随分された経緯があります。それは、電源開発の方ではできるだけ対応をしましょうというような配慮になっておりました。

あと一方、漁協関係の方で、鏡漁協の方な

んかは、特に覆砂あたりでアサリの立ち方が全然違うというような話をされたり、あるいは、ノリをつくっとる方は、八代海のノリがちょっと赤くなって弱ってきたりなんかするとき、球磨川の水がどっと来ると一日で真っ黒にノリが変わるといようなことで、そういう意味では、球磨川の影響というのが漁業にとって物すごく大きいということは間違いないと思います。

ただ、その中で、そういう話があつとるとき、うちの水産の方の職員の方にも、ここで荒瀬ダムが撤去されたときどうかというような話を聞いたら、そういう意味じゃ例えばちょっと砂が入ってアサリ貝とかそういったものによくなったり、アユあたりの産卵とかよくなる可能性はあるけれども、荒瀬ダムがなくなっても下の方に球磨川堰、新前川堰、用拝堰がありますし、上の方に瀬戸石ダム、市房ダムがあります。

だから、その中の、例えば荒瀬がなくなっただけで劇的に変わるかどうかというのはよくわからない。少なくともいい影響があるのは間違いないかろうけど、劇的によくなるかどうかというのはわからないというような話で、私も、ですから今質問を受けたとき、まさに中立的な感じがいたしまして、今回知事がおっしゃったのは、撤去という方針を一回凍結して、改めていろんなことまで含めて考えていこうというようなことをおっしゃってるんだらうということで、その際は、農林水産関係としても、また意見を申し上げるのかなというふうに思って、現在のところどちらとも言いようがないというのが正直な気持ちです。

○前川収委員 荒瀬の話が出たので、ちょっと水産関係の人に聞きたいんですけども、この間大雨が降りましたですね。私のところの地元もそうなんですけれども、流木を初め、雨が降ると、川を伝ってありとあらゆるもの

が流れていくわけですね、雨によって。それは、正直、あふれたところから何でもかんでもまざったような感じ。

特に目立つのは、やっぱり流木関係ですね。これは、たまたまそのためにつくったわけじゃない。そのためにつくつとるダムもありますよ、スリット式ダムというのは。要するに、流木とかそういうものを流さない。仮に、流さないためにつくるダムはありますけれども、荒瀬はそうじゃない。あれの中にやっぱりたまるわけですね、ダムがあれば。流木とかそういうのはたまりますよ。あれは、流木でも何でもやっぱりダムにためずにそのまま八代海に流れた方がよかつですか、水産上は。そこだけ教えてください。

○岩下水産振興課長 これは、球磨川に限らず、緑川とか白川でも、やはり流木が流れますと漁船漁業の方は非常にお困りになりまして、その流木対策というのを大雨がふったときには非常に言ってこられます。ですから、流木そのものが流れているということは、決して水産のためにはプラスにならないというふうに思っています。

○前川収委員 はい、いいです。終わりです。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか—
—ないようですので、その後も質問を終わらせていただきます。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する